

第2期

佐倉市成年後見制度利用促進

基本計画



令和6年（2024年）3月

佐 倉 市

はじめに

成年後見制度は、認知症などの精神上的障害やその他の障害等により意思決定が困難となり、契約や財産の管理、日常生活などに支障がある方を支える制度であり、高齢化や核家族化が急速に進む現在、その役割がますます重要になっております。

こうした中、佐倉市では、平成 25 年度に「佐倉市成年後見支援センター」を設置し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所をはじめ、医療・保健・福祉の関係機関が成年後見制度への理解を深め、権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワークによる取り組みを進めております。



「第2期佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」では、従来のご取り組みを継続、強化しつつ、さらに、市民の皆さまに制度の担い手としてご協力いただくための市民後見人養成、そして活躍支援の展開もより一層推進することとしております。

本計画をさらに促進させるためには、市民の皆さまひとり一人の理解と協力が不可欠であるとともに、地域の需要に対応した関係機関等の相互の緊密な連携が大変、重要になってまいります。

必要な人に必要な支援が行き届くようなネットワークを構築し、より多くの市民の皆さまが成年後見制度を利用できる環境を整えることで、地域全体で支え合うまちづくりが実現できるものと考えております。

今後とも、市民の皆さまひとり一人が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていただくことができるまちづくりに取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、「成年後見制度利用促進に関する検討会」の委員の方々、ご意見・ご提言を賜りました市民の皆さま、各種団体・家庭裁判所等関係者の皆さまに、心より御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

佐倉市長
西田三十五

目次

第1章 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について	1
1 計画策定の意義.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定過程と進行管理.....	3
(1) 計画の策定過程.....	3
(2) 計画の進行管理.....	4
第2章 成年後見制度利用に関する現状	5
1 国の現状.....	5
(1) 国の成年後見関係事件の概況.....	5
(2) 「国の基本計画」の概要.....	6
2 佐倉市の現状.....	8
(1) 佐倉市の高齢者人口の推移と要支援・要介護認定者.....	8
(2) 佐倉市の障害者手帳等所持者数の推移.....	10
(3) 佐倉市の成年後見等首長申立ての実績.....	10
(4) 佐倉市における成年後見利用者数等の推移.....	12
(5) 成年後見人等を受任可能な専門職等の状況について.....	16
(6) 佐倉市における成年後見制度に関する相談支援体制.....	18
第3章 佐倉市の成年後見制度に係るこれまでの取組	19
1 佐倉市成年後見支援センターの設置.....	19
2 市民後見人養成とスキルアップ研修等の実施.....	19
3 佐倉市成年後見制度利用支援事業の見直しと利用費用助成範囲の拡大.....	19

4 成年後見制度に関する実態調査の実施	20
(1) 市民意識調査	20
(2) 地域包括支援センター及び相談支援事業所の支援状況の調査	21
(3) 当事者団体への調査	25

第4章 これまでの佐倉市の課題と取組の結果 27

1 成年後見制度の認知度	27
2 成年後見人等への支援体制	28
3 成年後見人等の不足	28
4 「中核機関」及び「地域連携ネットワーク」	30

第5章 佐倉市の基本方針と成年後見制度利用促進に向けた取組 31

1 佐倉市の成年後見制度利用促進に向けての基本方針と基本目標	31
2 今後の取組	33
(1) 成年後見制度の周知及び啓発の強化	33
(2) 中核機関及び地域連携ネットワークの機能強化	33
(3) 成年後見人等の担い手養成及び支援	37

第6章 資料編 38

1 成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱	38
2 成年後見制度利用促進に関する検討会 委員	40
3 成年後見制度利用促進に関する検討会 開催状況	41
4 佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則	42
5 佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則	44

第1章 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について

1 計画策定の意義

平成12年から導入された成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立手続きにより、成年後見人等¹を選任してその方の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するための制度です。

選任された成年後見人等が、本人に代わって契約を結び必要な介護サービス等の利用を進めたり、不動産や預貯金等の管理を行ったりすることで本人を法的に守ることができますが、全国的に制度が十分に活用されていない状況にあります。

こうした状況の中、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が平成28年5月に施行、法に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定され、権利擁護支援の推進、制度の運用改善、司法による支援を身近にする仕組みづくりが基本的な考え方に据えられました。（P6 参照）

また、市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

佐倉市において、認知症、知的障害その他精神上の障害等により自身の財産管理や日常生活等に支障があり支援を必要とする方（以下「権利擁護支援²等が必要な方」という。）へ、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

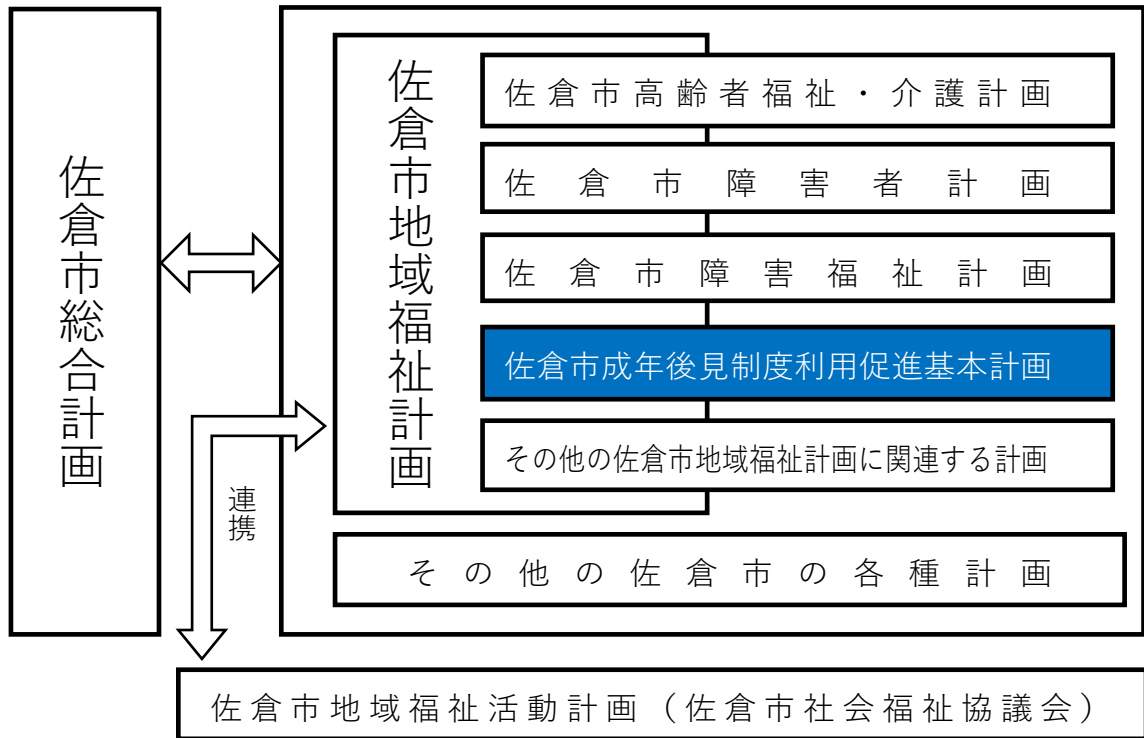
2 計画の位置付け

本計画は、「促進法」第14条第1項の規定に基づく市町村計画として位置付けています。

¹ 成年後見人等：家庭裁判所により、判断能力が不十分な方の権利を守るために選任される援助者等（「成年後見人」（判断能力が欠けていることが通常の状態の方を対象）、「保佐人」（判断能力が著しく不十分な方を対象）、「補助人」（判断能力が不十分な方を対象）、その他監督人等）のこと。

² 権利擁護支援：認知症、知的障害その他精神上の障害が理由で判断能力が不十分な方の権利を守るために行われる支援のこと。

また、「権利擁護支援等が必要な方」への包括的な支援の提供を図るため、「佐倉市総合計画」、「佐倉市地域福祉計画」、「佐倉市高齢者福祉・介護計画」、「佐倉市障害者計画」、「佐倉市障害福祉計画」その他関連する個別計画とも整合性を図りながら策定しています。



3 計画の期間

本計画（第2期）は、令和6年度から令和9年度までの4年間を対象期間としています。

計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合計画	第5次計画	第5次計画・中期基本計画			
地域福祉計画	第4次計画	第5次計画			
高齢者福祉・ 介護計画	第8期計画	第9期計画			第10期計画 (令和11年度まで)
障害者計画	第6次計画	第7次計画			(令和11年度まで)
障害福祉計画	第6期計画	第7期計画			第8期計画 (令和11年度まで)
成年後見制度 利用促進基本計画	第1期計画	第2期計画			

4 計画の策定過程と進行管理

(1) 計画の策定過程

本計画の策定に当たり、司法関係者、福祉関係者、学識経験者等から意見を広く聴取したほか、当事者団体等からも意見をお聞きしました。

ア 「成年後見制度利用促進に関する検討会」の開催

前期計画策定に際し発足した「成年後見制度利用促進に関する検討会」を引き続き開催し、進捗状況を報告し意見を伺いました。また、令和5年度は、当事者団体等からの調査結果の確認等を行いながら、本計画の策定に向けて検討しました。

イ 関係機関への実態調査

成年後見制度に係る現在の状況や求められているニーズ、今後の課題等について把握するため、市民、認知症や知的障害その他精神上的障害等のある方を支援する機関、成年後見人等受諾団体等に対して調査を行いました。結果を分析、整理した上で施策に反映すべく、計画内容について検討しました。

ウ パブリックコメント

「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（案）」を市ホームページで公表し、市民からの意見を募りました。

年度	計画策定に向けての内容／実施時期	
令和5年度	関係団体への調査（士業 ³ 団体、当事者団体等、相談支援機関、家庭裁判所）	令和5年5月～令和5年6月
	成年後見制度利用促進に関する検討会	第1回：令和5年7月21日 （関係団体への調査結果検討）
		第2回：令和5年10月20日
		第3回：令和6年2月9日（報告）
パブリックコメント	令和5年12月4日～12月18日	

(2) 計画の進行管理

佐倉市は、本計画の円滑な実施に向けて、関係機関や地域の連携体制を活用して、意見の聴取や調整を図りながら、具体的な取組を推進してまいります。

また、計画推進の総合的な点検や評価を行い、必要があると認めるときは、計画の見直し等を行います。

³ 士業：法律に基づく、専門性の高い資格を取得している職業のこと。成年後見制度においては、対象者の生活に直接大きく関わり、公共の安全にも重大な影響を与えるため、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士等が成年後見人として活動している。

第2章 成年後見制度利用に関する現状

1 国の現状

(1) 国の成年後見関係事件の概況

最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）によると、令和4年12月31日時点における成年後見制度（後見・保佐・補助・任意後見⁴）の利用者数は、合計で245,087人であり、国の第一期計画作成時（平成30年、218,142人）と比較し約12.3%の増加となっています。

申立人の内訳は、第1期計画作成時に二位であった市町村長が最も多く、全体の約23.3%を占め、次いで本人（約21.0%）、本人の子（約20.8%）の順となっています。市町村長が申立てたもの（首長申立⁵）は、9,229件で、平成30年の7,705件に比べ、約19.8%の増加となっています。

主な申立ての動機としては、「預貯金等の管理・解約」が最も多く、次いで「身上保護⁶」となっています。

成年後見人等と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが、全体の約19.1%（平成30年は約23.2%）となっています。親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約80.9%であり、親族が成年後見人等に選任されたものを大きく上回っています。なお、第三者の中では、弁護士、司法書士、社会福祉士の占める割合が高くなっています。

⁴ 任意後見：本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおくもの

⁵ 首長申立：認知症や知的障害その他精神上の障害等により日常生活に支障がある方に対し、その方の福祉を図るために特に必要があると認められる場合、市町村長が申立人となり成年後見開始等の請求を家庭裁判所へ行うこと。

⁶ 身上保護：本人の意思を尊重し、定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け介護施設等への入退去に係る手続などを行うことで、実際の介護等の行為は含まない。

(2) 「国の基本計画」の概要

「国の基本計画」は、「促進法」に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたものです。この計画に示されている基本的な考え方と目標は次のとおりです。

1 【基本的な考え方】

- (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- (2) 尊厳ある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- (3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

2 【施策の目標】

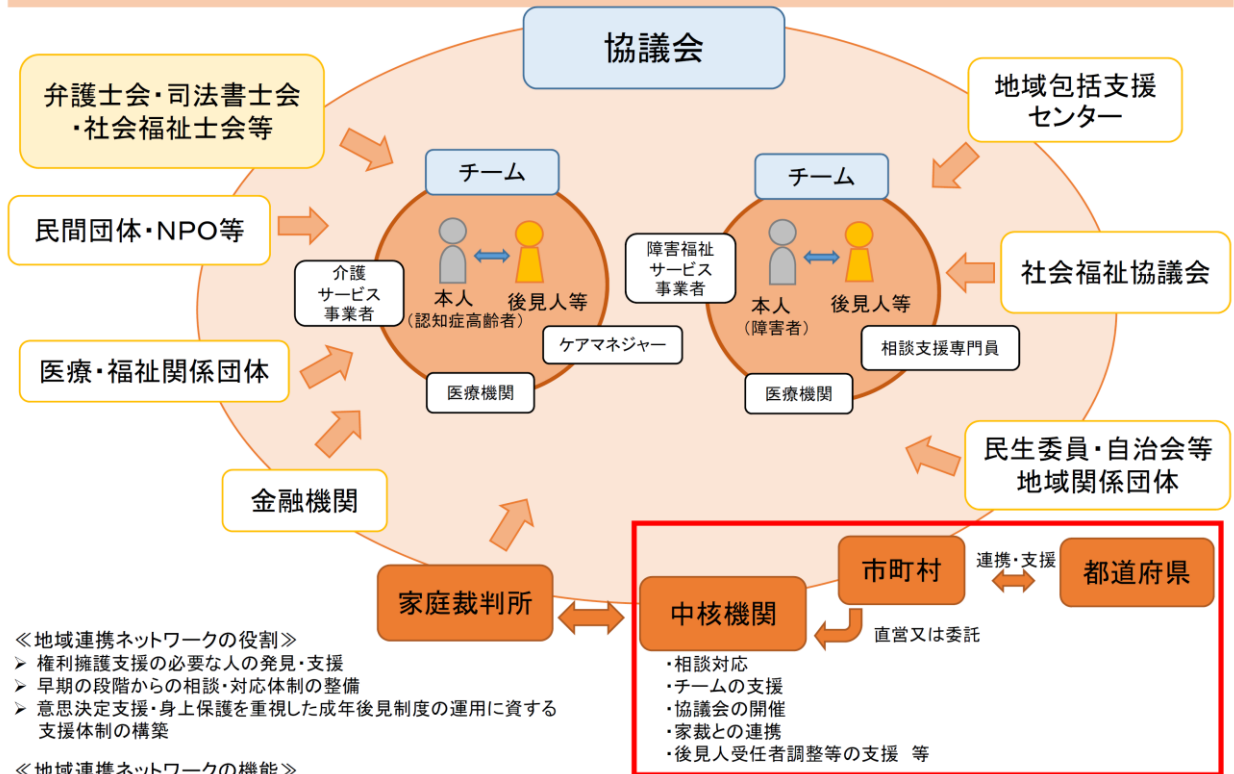
- (1) 成年後見制度の見直し、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討を行い、権利擁護支援を総合的に充実するための検討を行う
- (2) 成年後見制度の運用改善等や、地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む

3 【市町村の役割】

- (1) 「地域連携ネットワーク」の「協議会」及び「中核機関⁷」の整備・運営に主体となって取り組む。委託している場合も同様。
- (2) 権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレートの対応での必要な権限の行使等）
- (3) 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施
- (4) 担い手の育成・活躍支援

⁷ 中核機関：「地域連携ネットワーク」のコーディネートを担う中核的な機関。専門知識や、地域の専門職等との連携を図るノウハウ等を持ち、地域での成年後見制度利用促進のための連携や対応強化の推進役を担う機関として市町村に設置することが国の基本計画に示された。

地域連携ネットワークのイメージ



- 《地域連携ネットワークの役割》
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

(出典：厚生労働省作成資料)

2 佐倉市の現状

(1) 佐倉市の高齢者人口の推移と要支援・要介護認定者

佐倉市の高齢者人口及びその割合は、年々増加しており、令和5年3月31日現在で、総人口の33.3%が65歳以上の高齢者となっています。

また、要支援・要介護認定を受けている方も毎年増加しており、令和5年3月現在で8,908人でした。そのうち、認知症高齢者の日常生活自立度⁸の「II」以上と判定された方は、4,770人となっています。

「市内人口等の推移・各年度末現在(外国人含む)」

〔単位:人〕

区分	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
総人口(A)	176,518	176,059	175,476	174,695	173,216	171,747	171,037
40歳未満	64,474	63,219	61,775	60,429	58,562	56,996	56,109
40歳以上	112,044	112,840	113,701	114,265	114,654	114,751	114,928
40-64歳	59,622	59,397	59,135	58,868	58,438	58,144	58,005
65-69歳	16,696	15,687	14,614	13,521	12,712	11,949	11,352
70-74歳	13,137	14,000	14,437	15,194	16,107	15,954	14,993
75-79歳	10,292	10,930	11,997	12,409	12,018	12,097	12,895
80-84歳	6,569	7,022	7,400	7,759	8,272	8,921	9,455
85-89歳	3,411	3,670	3,831	4,174	4,589	4,992	5,296
90歳以上	2,017	2,134	2,287	2,340	2,518	2,694	2,932
高齢者人口(B)	52,122	53,443	54,566	55,398	56,216	56,607	56,923
高齢化率(B/A)	29.5%	30.4%	31.1%	31.7%	32.5%	33.0%	33.3%
前期高齢者人口(C)	29,833	29,687	29,051	28,715	28,819	27,903	26,345
前期高齢化率(C/A)	16.9%	16.9%	16.6%	16.4%	16.6%	16.2%	15.4%
後期高齢者人口(D)	22,289	23,756	25,515	26,683	27,397	28,704	30,578
後期高齢化率(D/A)	12.6%	13.5%	14.5%	15.3%	15.8%	16.7%	17.9%

⁸ 認知症高齢者の日常生活自立度:高齢者の認知症について、意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目し、自立の程度を5区分にランク分けし評価するもの。介護保険要介護認定の審査判定の参考として利用されている。

「市内要支援・要介護認定者の推移・各年度末現在」

〔単位：人〕

項目		平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
要支援・要介護認定者数		6,866	6,984	7,350	7,681	8,094	8,519	8,908
内訳	要支援1	1,321	1,220	1,257	1,232	1,316	1,366	1,424
	要支援2	1,258	1,335	1,428	1,494	1,513	1,583	1,624
	要介護1	1,118	1,130	1,092	1,150	1,231	1,366	1,451
	要介護2	993	984	1,045	1,140	1,169	1,198	1,225
	要介護3	795	809	900	931	1,018	1,020	1,072
	要介護4	835	891	951	1,031	1,111	1,178	1,273
	要介護5	546	615	677	703	736	808	839

「市内要支援・要介護認定者の『認知症高齢者の日常生活自立度』」

(令和5年3月末時点での要支援・要介護認定者)

〔単位：人〕

ランク	判断基準	人数	
自立	認知症を有しない。	2,131	Ⅱ～Mランク の人数
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	2,245	
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	3,116	4,770
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	1,177	
	Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	1,379	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	1,111	
	Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	268	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	7	
その他(転入者等)	転入等により市外で要支援・要介護認定調査を受けた等により佐倉市で認知症高齢者の日常生活自立度判定が把握できない者。	127	

(2) 佐倉市の障害者手帳等所持者数の推移

市内の療育手帳の所持者は、令和4年度は1,169人で、平成28年度と比べると割合で約20%増加しています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和4年度は1,872人で平成28年度と比べると割合で約50%増加しています。

また、自立支援医療（精神通院）⁹の利用者は、精神障害者保健福祉手帳と同様に急増しています。

「療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数・各年度末現在」

〔単位：人〕

		平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
療育手帳		968	973	1,028	1,080	1,099	1,121	1,169
(内訳)	軽度	349	345	375	403	422	416	437
	中度	249	252	282	288	293	296	309
	重度	370	376	371	389	384	409	423
精神障害者保健福祉手帳		1,220	1,312	1,446	1,571	1,683	1,835	1,872
(内訳)	3級	224	263	316	383	438	501	513
	2級	769	809	885	949	1,010	1,100	1,126
	1級	227	240	245	239	235	234	233
計		2,188	2,285	2,474	2,651	2,782	2,956	3,041

「自立支援医療(精神通院)受給者数・各年度末現在」

〔単位：人〕

	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
自立支援医療受給者数	2,504	2,600	2,656	2,785	3,130	3,048	3,139

(3) 佐倉市の成年後見等首長申立ての実績

高齢者で、佐倉市長により家庭裁判所へ後見等開始の申立てを行った方は、認知症等により生活維持が困難となり、独居や親族等からの支援が受けられないことが理由となるものが多く、近年、申立件数は増加しています。

⁹ 自立支援医療(精神通院):通院による精神医療について、医療費自己負担額を軽減する公費負担医療制度

また、知的障害その他精神上的の障害のある方で、佐倉市長により家庭裁判所へ後見開始等の申立てを行った方は、両親や兄弟などこれまで支援していた方が不在となり、生活に支障が生じたことが主な理由となります。

「佐倉市長による成年後見等開始審判請求の実績」

高齢者

〔単位：人〕

申立年	件数	内訳（類型）		
		後見	保佐	補助
平成28年	6	6	-	-
平成29年	6	5	1	-
平成30年	14	14	-	-
令和元年	16	14	-	2
令和2年	14	11	3	-
令和3年	16	11	4	1
令和4年	16	12	1	3

数値は各年1月1日から12月31日までの人数

障害者

〔単位：人〕

申立年	件数	内訳（類型）		
		後見	保佐	補助
平成28年	0	-	-	-
平成29年	1	1	-	-
平成30年	1	1	-	-
令和元年	2	-	2	-
令和2年	2	1	1	-
令和3年	3	1	2	-
令和4年	1	1	-	-

数値は各年1月1日から12月31日までの人数

(4) 佐倉市における成年後見利用者数等の推移

住所地（住民登録）が佐倉市にある方で、成年後見制度の申立てを行い、利用を開始した方は、毎年20～40人前後で、高齢者が多くを占めています。

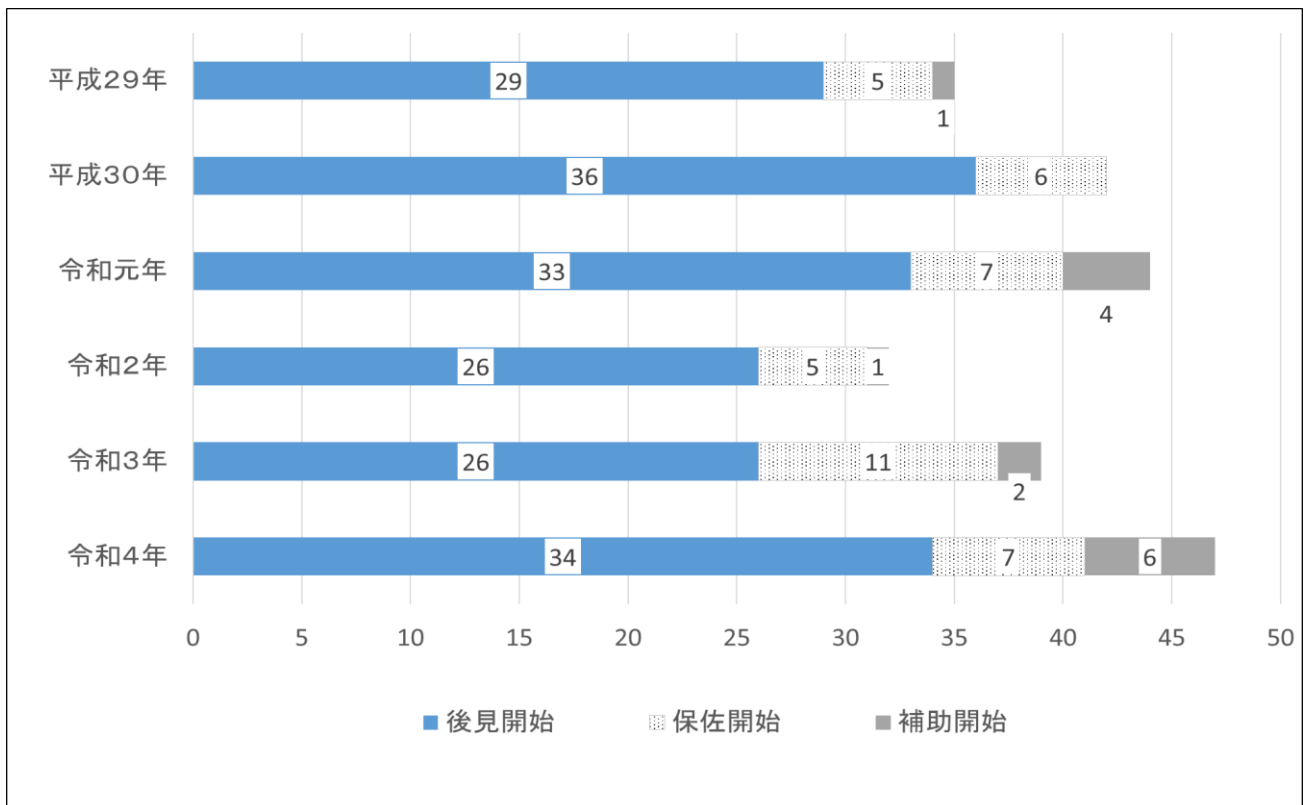
平成30年においては新たに選任された成年後見人等は「親族」が最も多かった（35.4％）ですが、近年では土業の第三者が選任される例が多くなっています。

「新規の成年後見等申立者の数」(本人住所地が佐倉市にあるもの)

[単位:人]

	後見開始		保佐開始		補助開始		合計	
		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数
平成29年	29	24	5	5	1	1	35	30
平成30年	36	30	6	3	0	0	42	33
令和元年	33	23	7	4	4	4	44	31
令和2年	26	22	5	4	1	1	32	27
令和3年	26	23	11	9	2	2	39	34
令和4年	34	30	7	5	6	6	47	41

数値は各年1月1日から12月31日までの人数



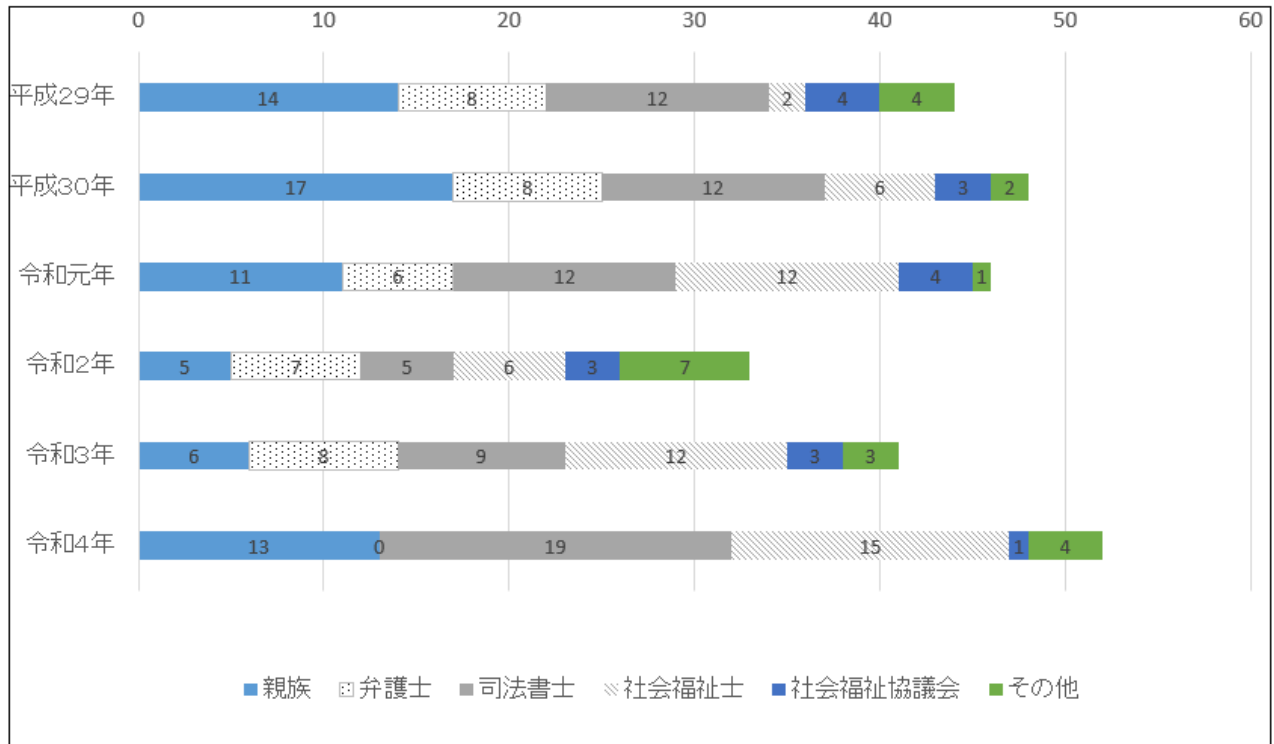
「新規の成年後見等申立に対し選任された後見人等」(本人住所地が佐倉市にあるもの)

単位： 上段 人
下段 全体に対する割合

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	その他	合計
平成29年	14	8	12	2	4	4	44
	31.8%	18.2%	27.3%	4.5%	9.1%	9.1%	100%
平成30年	17	8	12	6	3	2	48
	35.4%	16.7%	25.0%	12.5%	6.3%	4.2%	100%
令和元年	11	6	12	12	4	1	46
	23.9%	13.0%	26.1%	26.1%	8.7%	2.2%	100%
令和2年	5	7	5	6	3	7	33
	15.2%	21.2%	15.2%	18.2%	9.1%	21.2%	100%
令和3年	6	8	9	12	3	3	41
	14.6%	19.5%	22.0%	29.3%	7.3%	7.3%	100%
令和4年	13	0	19	15	1	4	52
	25.0%	0.0%	36.5%	28.8%	1.9%	7.7%	100%

数値は各年1月1日から12月31日までの人数

(注)1件につき複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、事件総数とは一致しない。
また、調査日現在の成年後見人等を対象としているため、調査日が異なると数字が異なることがある。



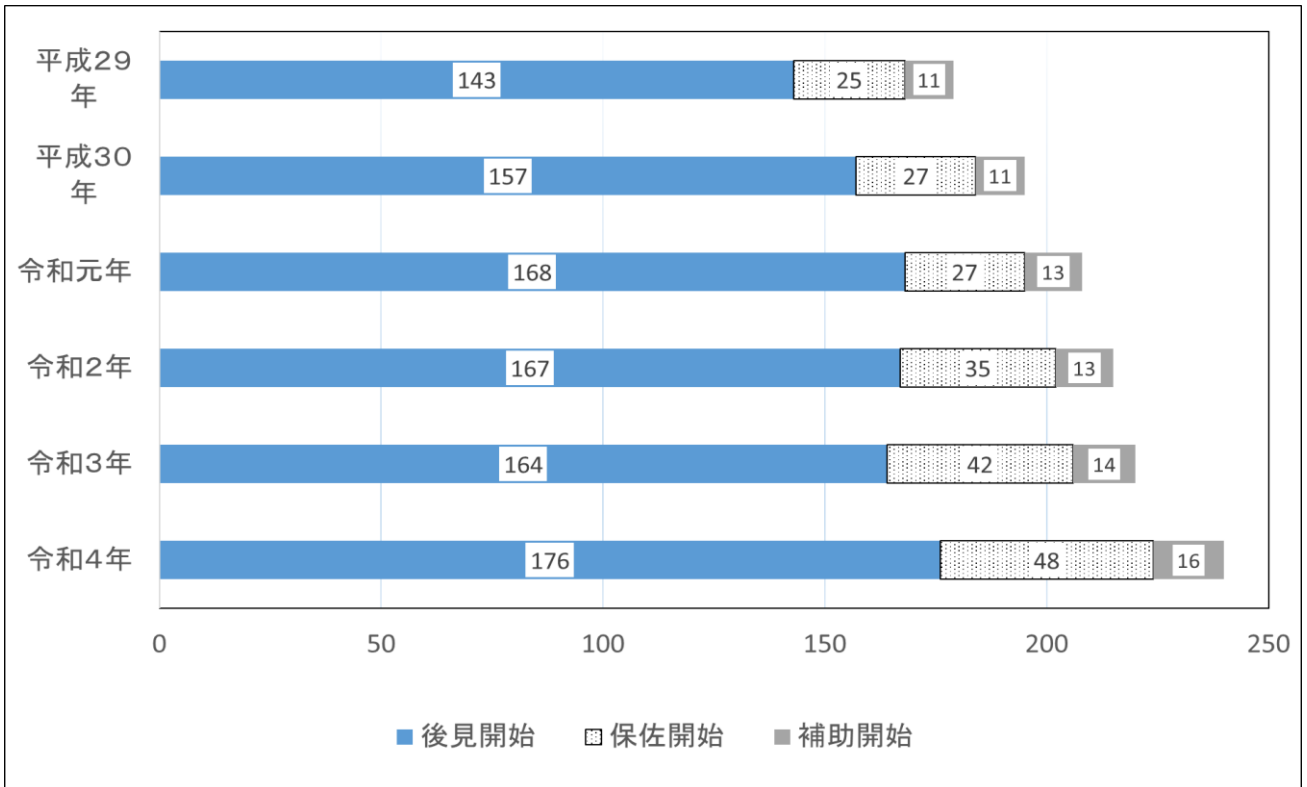
住所地（住民登録）が佐倉市にある方で、成年後見制度を利用している方は、平成30年末現在で195人（高齢者129人、知的障害その他精神上的の障害のある方66人）でしたが、令和4年末には240人に達しています。このうち、後見開始の審判を受けた方が176人、保佐開始の審判を受けた方が48人、補助開始の審判を受けた方が16人となっています。

「成年後見等利用者数」(本人住所地が佐倉市にあるもの)

[単位:人]

	後見開始		保佐開始		補助開始		合計	
		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数
平成29年	143	99	25	14	11	6	179	119
平成30年	157	108	27	15	11	6	195	129
令和元年	168	110	27	14	13	9	208	133
令和2年	167	106	35	19	13	10	215	135
令和3年	164	105	42	24	14	11	220	140
令和4年	176	118	48	28	16	13	240	159

各年の12月31日時点で後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人の数



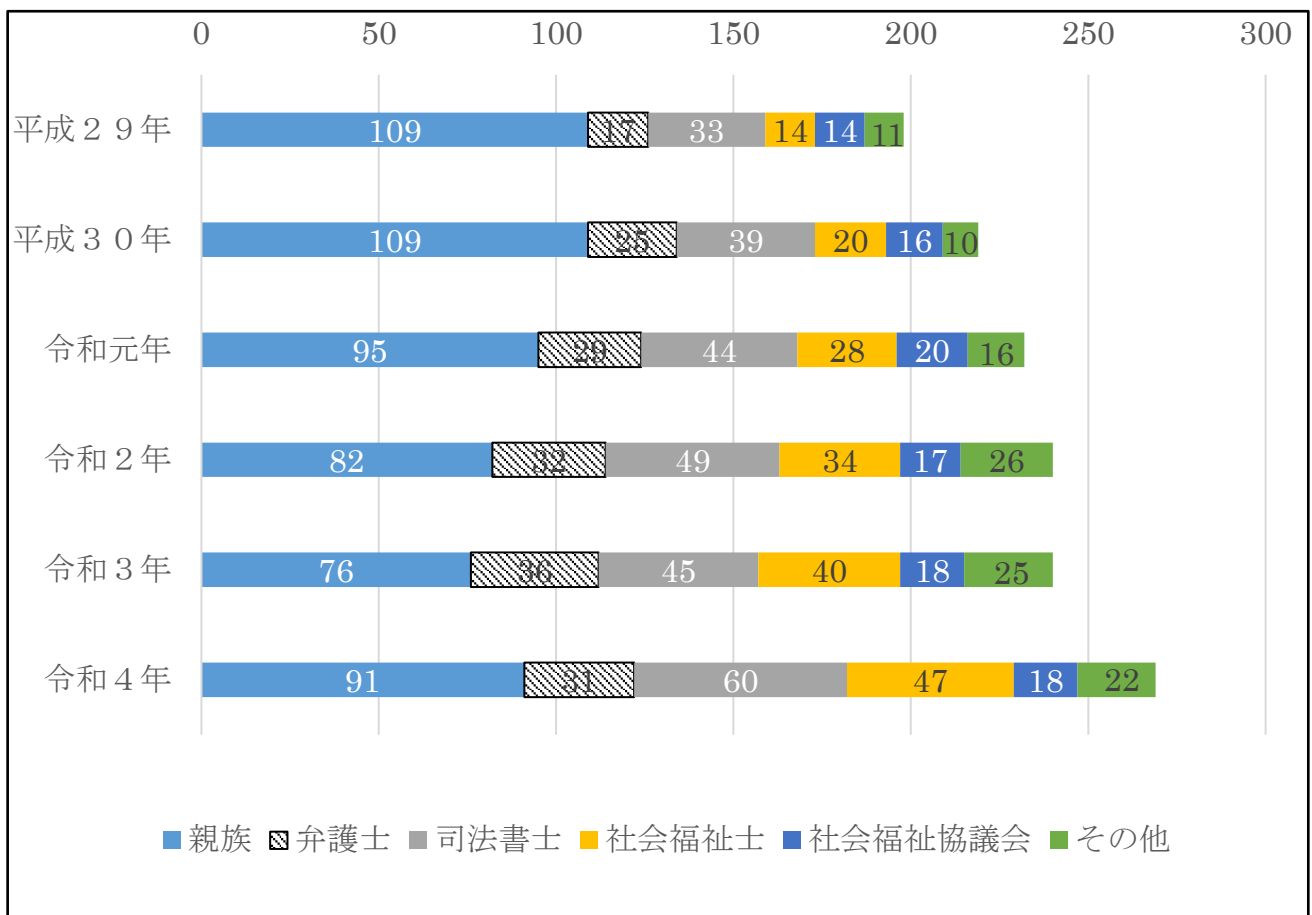
「成年後見人等の本人との関係」

〔単位：人〕

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	その他	合計
平成29年	109	17	33	14	14	11	198
平成30年	109	25	39	20	16	10	219
令和元年	95	29	44	28	20	16	232
令和2年	82	32	49	34	17	26	240
令和3年	76	36	45	40	18	25	240
令和4年	91	31	60	47	18	22	269

各年12月31日現在の人数

1件につき複数の後見人等が選任されることがあるため利用者数と一致しない。



(5) 成年後見人等を受任可能な専門職等の状況について

成年後見制度の申立てを行った場合の成年後見人等には、前述のとおり、親族以外の第三者が選任される件数が増加傾向にあります。市内の成年後見人等を受任できる弁護士、司法書士、社会福祉士及び行政書士の数は令和5年1月現在で28人と、他の職種を考慮しても市内の専門職のみで成年後見人等を担うことは困難な状況にあります。

このため、親族以外の第三者の成年後見人等は、個人の受任だけでなく、法人での受任（法人後見¹⁰）も行われています。佐倉市社会福祉協議会は、市内の法人後見受任件数が最も多く、令和4年度実績で18件となっています。また、同法人で実施している日常生活自立支援事業¹¹の利用者数も増加傾向にあり、利用者の状況に応じて、成年後見制度への利用支援も行われています。

「千葉家庭裁判所佐倉支部管内及び佐倉市内の主な士業数・後見等受任候補者数」〔単位：人〕

	千葉県 弁護士会	千葉 司法書士会※	千葉県 社会福祉士会	千葉県 行政書士会	合計
千葉家庭裁判所 佐倉支部管内士業数 (前年数)	40 (37)	63 (59)	237 (193)	263 (257)	
後見等受任候補者数 (前年数)	14 (14)	23 (28)	52 (43)	3 (5)	92 (90)
佐倉市内士業数 (前年数)	12 (12)	17 (15)	77 (51)	60 (59)	
後見等受任候補者数 (前年数)	3 (3)	6 (7)	18 (14)	1 (2)	28 (26)

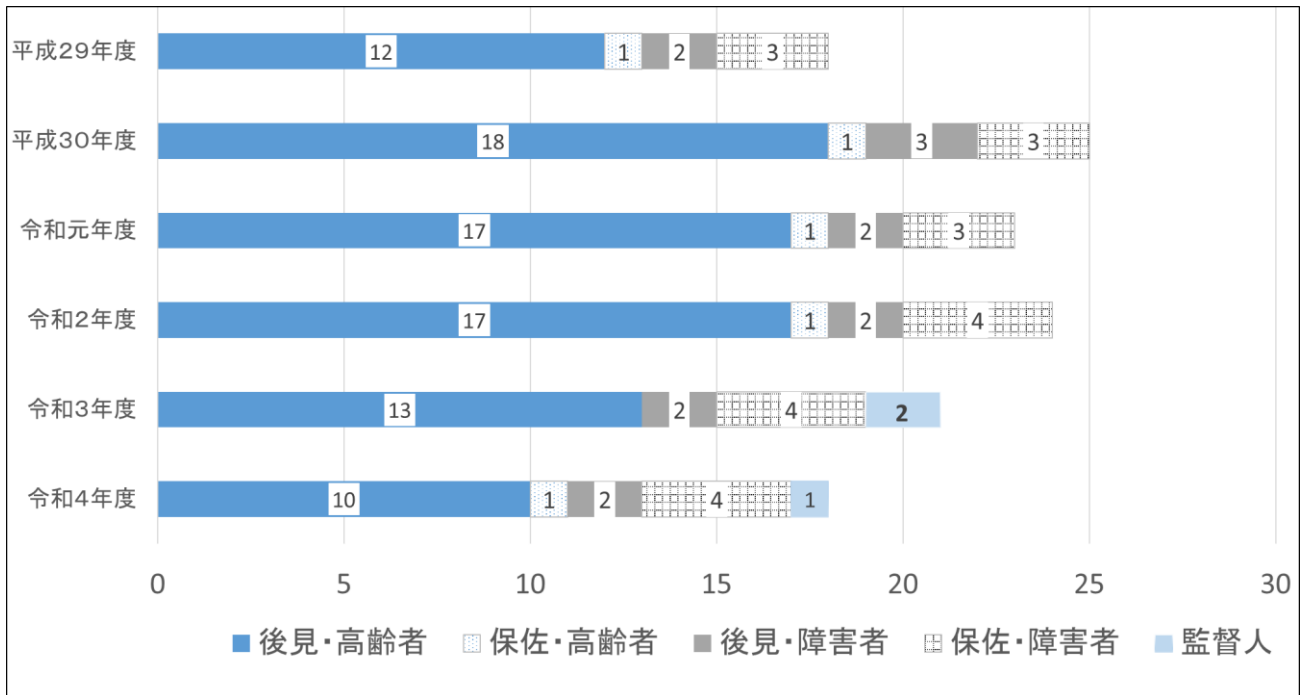
数値は令和5年1月1日及び回答作成日現在現在の人数（各団体提供）

※千葉司法書士会はリーガルサポート千葉県支部提供資料を含む

¹⁰ 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、成年被後見人等の保護や支援を行う。

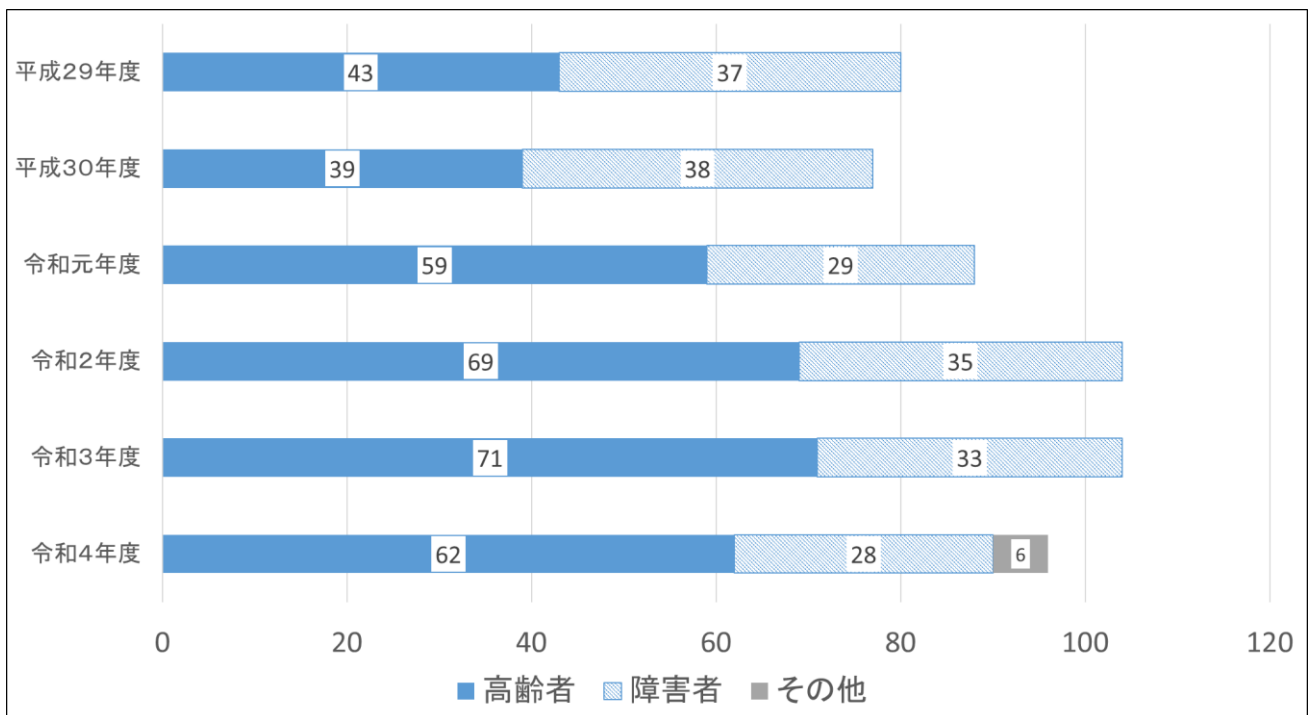
¹¹ 日常生活自立支援事業：認知症、知的障害、その他精神上的の障害等により判断能力が不十分な人が自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行うもの。佐倉市では佐倉市社会福祉協議会が実施している。

【参考】「佐倉市社会福祉協議会 法人後見事業 受任状況」



各年度末での受任件数（佐倉市社会福祉協議会提供）

【参考】「佐倉市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 利用者状況」



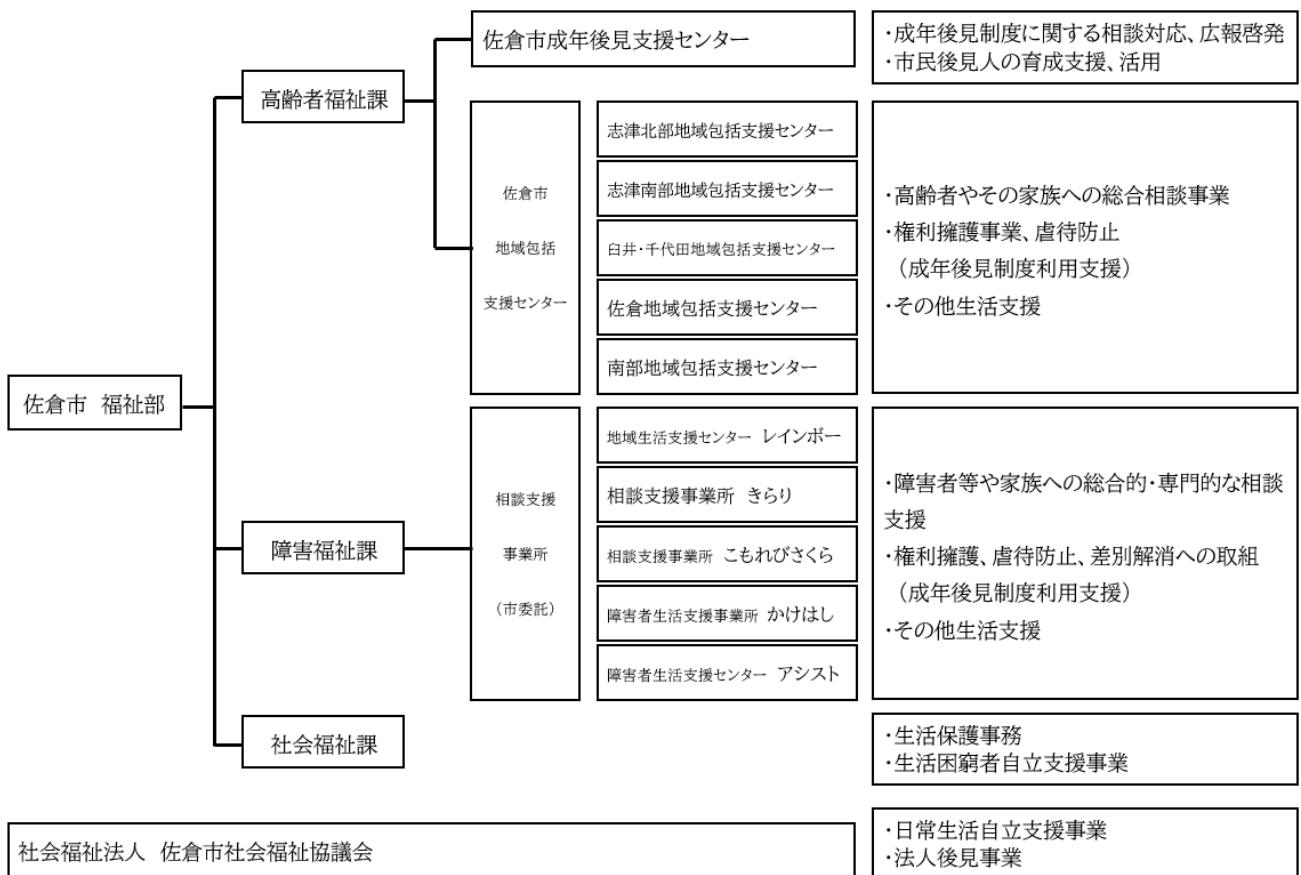
各年度末での利用者数（佐倉市社会福祉協議会提供）

※その他は身体障害及び手帳未交付の利用者

(6) 佐倉市における成年後見制度に関する相談支援体制

佐倉市では、高齢者やその家族への総合相談窓口である地域包括支援センターと、障害者への総合的・専門的な相談支援を行う相談支援事業所とを市内に各5か所委託設置しています。また、平成25年度から「佐倉市成年後見支援センター」を設置し、令和2年度からは中核機関に指定。その方が必要とされる支援の提供に向け、生活保護、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業等の実施機関とも連携した権利擁護に関する相談支援体制（地域連携ネットワーク）を整備しています。

「現在の佐倉市における成年後見制度に関する相談支援体制」



第3章 佐倉市の成年後見制度に係るこれまでの取組

1 佐倉市成年後見支援センターの設置

平成25年4月、佐倉市社会福祉協議会への委託により「佐倉市成年後見支援センター」を設置しました。同センターでは、成年後見制度の周知や講演会等を実施するほか、市民後見人¹²の養成、専門相談及び一般相談を実施し、認知症等により判断能力が十分でない高齢者、障害者等の権利擁護、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

令和2年度からは国の基本計画に基づく中核機関として「地域連携ネットワーク」づくりや「受任調整会議¹³」の実施、中核機関運営会議での意見交換にも取り組んでいます。

2 市民後見人養成とスキルアップ研修等の実施

市民後見人養成講座は平成25年度に第1回、令和4～5年度に第2回を実施し、平成28年3月からは養成講座修了者から市民後見人候補者を募り、市民後見人候補者名簿を作成しております。候補者として名簿に登録された方には、毎年、スキルアップ研修を実施する他、希望者には社会福祉協議会の実施する法人後見の支援員または日常生活自立支援事業の支援員として権利擁護支援の実務経験を積んでいただき、成年後見人等の新たな担い手の養成に取り組んでいます。

市民後見人養成講座修了者のうち令和5年10月現在32名が市民後見人候補者として名簿に登録。平成30年4月に1名の方が後見人として初めて選任され、これまで佐倉市内で3名の市民後見人が選任されました。3例とも、「佐倉市成年後見支援センター」が複数後見¹⁴の一員あるいは後見監督人¹⁵として選任され、その活動を支援しています。

3 佐倉市成年後見制度利用支援事業の見直しと利用費用助成範囲の拡大

権利擁護支援等が必要な方や、成年後見制度利用に伴う費用の支払が困難な低所得者の増加に対応するため、平成30年4月から、成年後見制度の利用に対する費用助成について、首長申立の以外の方にも対象者を拡充しています。（巻末資料参照）

¹² 市民後見人：親族以外の市民による成年後見人等のこと。市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行う。

¹³ 受任調整会議：成年後見開始の申立てに先立ち、弁護士、司法書士、社会福祉士等の法律・福祉の専門職、中核機関職員、市町村職員の合議により、本人にふさわしい後見人等候補者を検討する。

¹⁴ 複数後見：後見人等は1名には限定されず複数選任することが可能。複数選任する場合は、親族や市民後見人が身上保護、専門職後見人や法人が財産管理を担うように役割分担する例が一般的。

¹⁵ 後見監督人：後見人等が行う事務を監督するために裁判所が選任した者。法人を選任することも可能。

4 成年後見制度に関する実態調査の実施

佐倉市の市民意識調査において成年後見制度に関する調査を実施しました。

また、佐倉市内の地域包括支援センター及び相談支援事業所へ成年後見制度利用に関する支援状況の調査を行うとともに、当事者団体3団体にもアンケート調査を行いました。

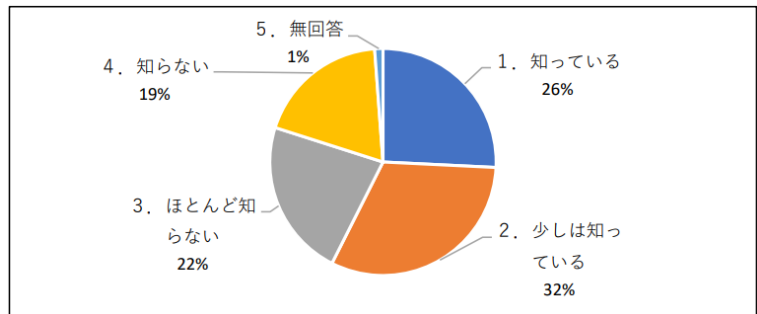
(1) 市民意識調査

市民意識調査は、佐倉市の取組等に対する市民からの率直な意見等を聴取し、施策の実施・評価の参考とすることにより、行政サービスの向上を推進し、佐倉市の将来像の実現を図るために実施するものです。

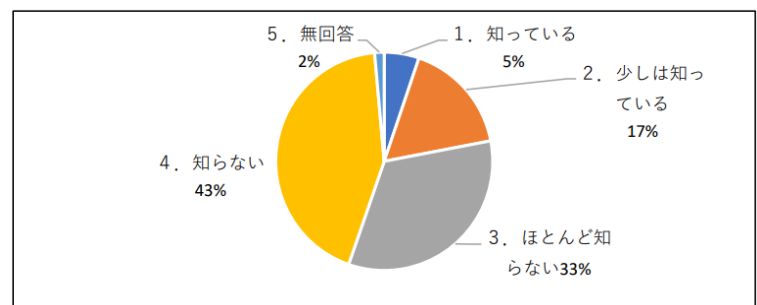
令和4年度の調査は、分野別に3種類の調査票を作成し、佐倉市内在住の18歳以上の男女のうち、無作為抽出した各1,400名の方に実施しました。（回答率31.3%）

「佐倉市 令和4年度市民意識調査『成年後見制度に関する調査』の結果」（N=1,400 n=438）

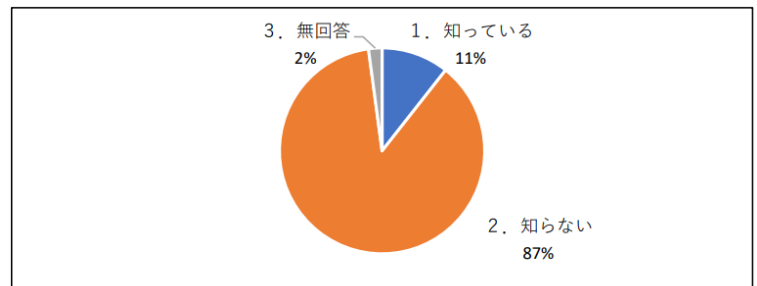
「成年後見制度について
知っていますか」



「成年後見制度を利用する
ための手続きや請求
先を知っていますか」



「成年後見制度の相談
窓口である佐倉市成
年後見支援センター
を知っていますか」



(2) 地域包括支援センター及び相談支援事業所の支援状況の調査

令和5年6月～7月にかけて、佐倉市内の地域包括支援センター及び相談支援事業所へ支援状況について、士業等の団体に受任体制について、当事者団体及び家族会に対し制度に対する認識と意見について、それぞれアンケート調査を行いました。

ア 地域包括支援センター

(ア) 「相談者と相談の内容について」

相談者は、親族・関係機関が多く、内容は対象者の状況が「身近な支援者が不在」「認知症により諸手続等ができない」という状況で日常生活に支障が生じ、対応に苦慮しているものが多くなっています。

相談者	内容（報告された事例抜粋）
本人	<ul style="list-style-type: none"> ●身寄りがなく今後が心配。 ●夫婦二人であるが配偶者が認知症。今後の手続を知りたい。 ●親族と疎遠で頼れる人がいない。 ●任意後見を利用したいが心当たりがない。 ●（成年被後見人）包括職員が自宅訪問時に屋根の塗装工事の領収書を発見。本人に何うと「屋根の塗装工事の契約をして工事を終えた。代金の支払いは終えている」と話があった。
親族	<ul style="list-style-type: none"> ●親の後見人に子がなれるか。 ●遠方の親族が金銭管理できず契約トラブルも抱えているらしいがどうしたら良いか。 ●後見人選任手続を進めたいが（受診しておらず）医師の意見書が依頼できない。 ●単身生活の親族が急に入院し金銭管理もできず入院費の支払いができない。 ●知的障害の子と同居していた親が要介護状態になった。 ●家族の預金を下ろそうとしたところ金融機関で成年後見制度の利用が必要と言われた。
関係機関	<p><ケアマネジャーから></p> <ul style="list-style-type: none"> ●これまで支援していた親族から今後支援できないと連絡があった。 ●利用者の認知症が進行し契約が難しくなってきた。 ●成年後見制度の利用が必要と考え何度も勧めているが話が進まない。 ●障害のある子と同居している利用者から、子どものために成年後見制度を知りたいと希望。 <p><金融機関から></p> <ul style="list-style-type: none"> ●預金者本人が窓口に来ているが話が支離滅裂。どう対応したら良いか。 <p><医療機関から></p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院中の方。認知症状があり、在宅生活は難しい。親族とは関係が悪く、今後の支援は期待できない。 ●脳梗塞のため入院中。生きる意欲がなく無気力、食事も摂らない。身寄りもない。 <p><民生委員・地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人から「足が悪くて銀行へお金を引き出しに行けない」との話があった。本日支払期限のものもある。

	<ul style="list-style-type: none"> ●被後見人が自宅の家電や携帯電話が使えない。亡き夫の通帳からお金を下ろせないと怒っている。 ●家がゴミ屋敷状態になっており本人の身体状況にも懸念あり。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ●任意後見人から、施設入所に向けて金銭管理したいのに、本人が通帳を渡さない ●入所施設への訪問業者から、認知判断能力に問題ないが身体機能の低下している方について、後見制度の対象になるかとの相談。
成年後見人等	<ul style="list-style-type: none"> ●食事が摂れていないようで心配。介護保険申請をしてサービス利用が必要かと考えている。 ●被後見人の見守り体制について情報共有をしておきたい。 ●被後見人と同居している別の高齢者について後見申立を相談したい。

(イ)「相談への対応について」

地域包括支援センターの相談への対応は、制度説明、親族への連絡及び申立て支援（8件）、成年後見支援センターや市担当課へのつながりが主ですが、それ以外に以下のような対応をしています。

対応	上記以外の具体的な内容
本人	<ul style="list-style-type: none"> ●受診の支援（受診予約、診断書作成依頼） ●市社協の日常生活自立支援事業等を説明。まずは家族と話し合うことを勧める。 ●佐倉市成年後見支援センターの相談日時の調整、同席。 ●家族信託について、双方合意していれば資格はあると説明。詳細について専門家への相談、銀行等の家族信託相談会を提案。 ●任意後見制度について「すまいる」のリーフレットを用いて説明。社協への相談を提案。 ●司法書士による相談会をご案内 ●成年後見人に連絡し対応を依頼。
親族	<ul style="list-style-type: none"> ●家族内で意見がまとまっていなかったため、まずは家族内で話し合い、今後の方向性を決めるよう助言した。 ●本人の住所地である包括に、相談者の意思を伝えるよう助言した。 ●市社協の専門相談（司法書士相談）を提案。 ●千葉ファミリー相談室へのつながり
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅訪問し、本人の様子や生活状況を確認する。 ●金銭管理について関係者会議、個別ケア会議を行う。 ●市へ連絡。医療機関を通してキーパーソンとなる親族の意向を確認。 ●金融機関に具体的な手続き方法を確認することを提案。別居の子にも協力・確認をしてもらうように勧める。
成年後見人等	<ul style="list-style-type: none"> ●後見人、民生委員、包括で集まり、顔合わせと見守り体制についての情報共有を行った。 ●後見人と今後のサービス利用について検討。 ●申立て準備に協力。

(ウ) 「地域包括支援センターが感じている意見等について」

地域包括支援センターでは、成年後見制度の利用が必要である方が未だ多く地域に潜在していると推測する等の意見がありました。

地域包括支援センターが感じている意見等	
制度・手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 後見制度が必要と思われても、申立て人が見つからない。申立て費用が高い、手間が掛かる等で話が進まないケースが多い。 ● 申立てに向けて時間と手間が掛かり過ぎて、必要な時に使えない。選任されるまでの支援を。 ● 利用までに時間がかかり、利用できずにご逝去された方がいる。 ● 医療同意ができない、身元引受人になれない、死後事務ができないなど、使いづらい制度。 ● 申し立て手続きの詳細や具体的な制度の相談は専門家へ依頼することが多いのですが、包括職員の段階でももう少し対応できる能力が備わっているべきとの自覚があります。
市民向けの周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度 = 「難しい」といったイメージがあるため、幅広い方に制度の周知・理解を図る必要があると思われる。今後さらに利用希望が増えると思われるため、窓口の拡充・関係機関の連携が必要になるとと思われる。 ● 一般の方向け、若い方向けの講座を開催してもらいたい。 ● 一般の方向けの啓発活動は必要だと思えます。（業務内容、役割など）

イ 相談支援事業所

(ア) 「相談者と相談の内容について」

相談者は、本人や親族が多く、相談内容は、対象者の「身近な支援者の死亡」等で、現在や将来の生活を心配しての制度利用に関する相談が多くなっています。

相談者	内容（報告された事例）
本人	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度とは何か。勧められたが何なのかわからない。どのようにすすめてらいいのか。何をどこまでしてくれるのか。どうしたら良いかわからない。 ● (被後見人本人) 成年後見人を変更したい。

親族	<ul style="list-style-type: none"> ●後見の手続きの仕方がわからない。 ●そもそも成年後見制度って何なのか、何をしてくれるのか。 ●後見をお願いするタイミングはいつが良いのか。 ●専門職後見人は自分が指定した方をお願いできるのか？ ●（重度心身障害・女性）利用者の親族から。利用者と親の二人暮らしだが、親に大事なことを判断させる能力がない事、高齢のため世話をしていくことも時間の問題、親族も面倒をみることは難しいためどうしたら良いか？ ●（知的障害・女性）親から相談。高齢のため後見人を考えている。本人のきょうだいもいるが全部任せるのは負担が大きい。
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ●（事業所）後見人をつけるように親族に伝えてほしい。 ●後見人等が本人と合わないのではないか。 ●（重度心身障害・男性）居住からの相談。サービス手続きや行政書類が未提出もしくは更新されず滞ってしまうことがあり、父は高齢者施設入所、母は自宅で生活しているが自身の生活を維持することも難しい状況。後見人を利用してはどうかと検討。 ●身寄りのない障害者の方で入退院を繰り返すようになり、障害福祉事業所での対応が難しくなり、介護保険の利用なども検討することになった。今後のことを考えると成年後見人を利用したいので、支援をしてほしい。
成年後見人等	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス利用に関する相談。（申請書のやり取り、事業所での問題行動についての話し合いの依頼、ご本人への福祉サービスの説明）。

（イ）「相談への対応について」

相談支援事業所の相談への対応は、本人の生活支援を行いながら、制度説明、親族への連絡及び申立て支援（4件）、成年後見支援センターや市担当課へのつながりが主ですが、それ以外に以下のような対応をしています。また、必要に応じ、障害者手帳を取得されていない方への手帳の取得支援及び障害福祉サービスの利用支援も併せて実施しています。

対応	上記以外の具体的な内容
親族	<ul style="list-style-type: none"> ●制度説明、親族が成年後見支援センターへ申請し利用につながった。 ●成年後見支援センターや後見人の説明会を案内。親の知人に司法書士の方がいたので動いていただいた。
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ●社協、後見支援センターへ連絡し母親への制度説明、その後関係機関より後見業務をしている社会福祉士につなぐ。
本人	<ul style="list-style-type: none"> ●話を聞くと妄想によるものや、後見人さんが管理することで生活がままなっている方だった。話を傾聴しご本人の気持ちの安定を図った

(ウ) 「相談支援事業所が感じている意見等について」

相談支援事業所では、成年後見制度の利用が必要な方が情報を得ることや、申立て手続を開始するまでに支援を要する等の意見がありました。

相談支援事業所が感じている意見等	
制度・手続き	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス事業所と後見人のやり取りがスムーズに行えず連絡調整がうまくいかないケースがある。どのように対応すればいいのかわからない。 ●障害の理解をされていない方がたまにいらっしゃり、そこから支援内容にずれを感じてしまう事があります。 ●身寄りのいない障害者で意思表示が難しいかたの、医療同意は誰が行うのか。
市民向けの周知	<ul style="list-style-type: none"> ●後見制度利用が必要と思われる利用者家族への提案に苦慮することがある。(まだ大丈夫だからと、真剣に考えている様子がない。)

(3) 当事者団体への調査

当事者団体3団体（認知症高齢者家族会、知的障害者家族会、精神障害者家族会）に対し、令和5年度第1回成年後見制度利用促進に関する検討会に向けて、アンケート調査を行いました。

ア「認知症や障害のある方の権利擁護における現状と課題について」

認知症や知的障害その他精神上の障害等のある方やその家族の方々からは、地域における認知症や障害に対する理解や対応がまだまだ不十分であると感じるとの意見や、成年後見制度は複雑であり効果を含めて理解することが難しい等の意見もありました。

当事者団体からの意見等	
正しい情報発信・普及啓発の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度は分かりにくい。 ●家族が後見人になれず、申立を取り下げられない。 ●制度利用の流れはリーフレットで分かりやすくなっているが、利用してから驚くことが多い。 ●家族信託も含め、メリット、デメリットを正しく伝えてほしい。 ●財産のある人が利用する制度という誤解がある。

<p>成年後見人等の業務の正しい理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見人等の業務は、「財産管理」偏重で、「身上保護」軽視のイメージがある。生活の質の維持が考えられない。 ●専門職後見人への報酬金額がわからず、後で驚く。 ●親族後見人が活動報告を家裁に提出すると、職員から財産を私的流用しているかのように疑いの目で見られる（と感じる）。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用を開始すると、本人が亡くなるまで辞められない。 ●後見人の途中交代は難しく、身上監護をしない人であっても代えることが出来ない。 ●親族が後見人に就くことが難しい。 ●（報酬等の）費用を聞いて申立に至らない例が多い。

イ「佐倉市における成年後見制度の利用促進に向けての期待や要望について」

認知症や知的障害その他精神上の障害等のある方やその家族の方々からは、身上保護の重視と、関係機関のネットワークによる支援、市民後見人の活用を期待する等の意見がありました。

<p>当事者団体からの意見等</p>	
<p>成年後見制度利用促進に向けての期待や要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●後見人と被後見人の関係だけでなく、被後見人を支援してきた福祉・医療関係者、地域住民も交えた地域連携ネットワークが構築できるようにする必要がある。 ●成年後見に関わる費用（報酬）を安くしてほしい。 ●（障害で）課題が解決した際に、後見制度の利用をやめる自由が欲しい。 ●身上保護を重視した後見人に就いてほしい。 ●市民後見人の活用も考える必要がある（ただし無報酬ではない）。

第4章 これまでの佐倉市の課題と取組の結果

1 成年後見制度の認知度

令和元年度市民意識調査の結果では、「成年後見制度をよく知っている」と答えた市民は全体の7.1%、「少しは知っている」と答えた市民は全体の39.2%で合計46.3%でした。これに対し、令和4年度の調査では「知っている」が25.8%、「少しは知っている」31.7%で合計57.5%となり、およそ10%上昇しました。

これに対し、「成年後見制度の相談窓口である成年後見支援センターを知っている」と答えた方は令和元年度が9.6%に対し令和4年度が10.6%でした。伸び率が低いように見えますが、佐倉市における成年後見制度利用者数は平成30年12月末時点で195人に対し令和4年末は240人とおよそ20%増加しており、制度の認知度と利用者数の伸びは堅調です。成年後見支援センターについては地域包括支援センターや相談支援事業所等の相談機関から紹介されることが多いことから、市民の認知度よりも必要な方に必要な時に紹介を受けられる関係性を構築していることが重要です。

地域包括支援センターや相談支援事業所、当事者団体へのアンケート調査からは、市民の中には成年後見制度について良くない印象を持つ方もいることから、制度自体が十分理解されていないとの意見をいただきました。

このことを踏まえ、今後も引き続き、市民や関係機関、企業等に対し、成年後見制度の正しい情報や支援機関についての周知・啓発の強化が必要です。

これまでの佐倉市での広報・啓発活動の実績

■「佐倉市成年後見支援センター」ホームページによる啓発				
■専門相談の相談日の掲載（「こうほう佐倉」）				
■関係機関等へのパンフレットの配布				
■出張説明会 ¹⁶ の実施	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	4回	1回	2回	3回
■成年後見制度研修会・講演会の開催	令和元年度 1回	「成年後見制度と身寄りのない人の入院及び医療について」 参加者84人		
	令和2年度 1回	「任意後見契約と遺言書について」 参加者22人		
	令和3年度 1回	「成年後見制度の概要」「申立書の書き方について」 参加者18人		
	令和4年度 2回	「任意後見」「公正証書遺言」の有益性について 参加者37人		

¹⁶ 出張説明会：市民、福祉施設、学校、企業、各種団体などの地域の様々な集まりの場へ、依頼により成年後見支援センター職員が出向き、成年後見制度についての説明や案内を行うもの

2 成年後見人等への支援体制

国の基本計画においては、成年後見人等や被後見人等を孤立させず、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者も加わったチーム¹⁷を形成することが求められています。

また、最高裁判所では、成年後見人等にふさわしい親族等が身近にいるケースには親族等を成年後見人等に選任することが望ましいとの考えを示しています（平成31年3月）。

しかし、親族が成年後見人等を担っている場合は、成年後見人等の業務の知識が不足していたり、単独で関係者等とのチームを形成したりすることが難しく、成年後見人等が課題等を抱え込んでしまう状況が発生することが懸念されます。

佐倉市では、親族が成年後見人等を担う割合は減少傾向にあったものの全国平均よりも高く、成年後見制度利用者の約3割を占めているという状況を踏まえ、家庭裁判所をはじめとする関係機関とも連携した成年後見人等を支える体制づくりが必要です。

佐倉市では令和2年度から「地域連携ネットワーク」の構築に取り掛かっており、今後も継続して取り組みつつ実際の支援への活用につなげていきます。

これまでの佐倉市内での相談支援活動の実績

■成年後見支援センター窓口での 一般相談	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	396件	461件	502件	564件
■専門職相談会 ※司法書士による相談対応	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	55件	22件	46件	48件
■成年後見制度に係る相談会 ※成年後見支援センター相談員・ 弁護士・司法書士による相談対応	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	1回	2回	2回	2回

3 成年後見人等の不足

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立人や成年後見人等候補者が不在の場合は首長申立を行います。このようなケースは、専門的な支援を要する事情を抱えていることが多いため、家庭裁判所が士業団体へ後見人等の推薦依頼を行い、親族以外の第三者の専門職の後見人等が選任されています。

¹⁷ チーム：権利擁護支援が必要な方について、本人の状況に応じ、後見等開始前は身近な親族・福祉・医療・地域関係者等が、後見等開始後はこれに後見人等が加わり、協力して本人の日常生活を見守り、状況を把握して、必要な対応を行う仕組みのこと。

首長申立の件数は、全国的にも、また、佐倉市においても増加傾向にあります。成年後見人等を受任できる方のうち、専門職の候補者数は限られており、市民後見人候補者名簿登録者や佐倉市社会福祉協議会等の法人受任団体を含めてもその数は十分ではありません。

前述のとおり、佐倉市内の認知症高齢者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者等は増加傾向にあります。かつ、介護保険の要介護認定を受けていない方、障害者手帳等を取得されていない方、自立支援医療（精神通院）の受給をされていない方等においても「権利擁護支援等を必要な方」は相当数の方が存在すると推定されます。

今後は、専門職以外の成年後見人等として、市民後見人となる方を育成し成年後見人等を受任できる方を増やすと共に、専門職後見人、市民後見人と併せ親族後見人も支援できる体制を整えることが必要です。

これまでの佐倉市内での市民後見人養成講座の実施状況

■平成25年度（講義）	修了者 13名
■平成26年度（実践演習）	
■令和4年度（講義）	修了者 25名
■令和5年度（講義・実践演習）	

これまでの佐倉市内での市民後見人候補者名簿登録者向けスキルアップ研修の開催状況

■令和元年度	3回（5月、8月、2月）
■令和2年度	3回（6月、11月、3月）
■令和3年度	3回（6月、11月、3月）
■令和4年度	3回（6月、11月、2月）

これまでの佐倉市内での市民後見人候補者名簿登録の状況：令和5年12月末日現在

■市民後見人候補者名簿登録者	32名
----------------	-----

これまでの佐倉市内での市民後見人の審判の状況：令和5年12月末日現在

■市民後見人 審判数	3名
------------	----

これまでの佐倉市の後見人等報酬助成の実績

	■高齢者の後見人等報酬助成	■障害者の後見人等報酬助成
令和元年度	18件	6件
令和2年度	21件	7件
令和3年度	24件	8件
令和4年度	25件	11件

4 「中核機関」及び「地域連携ネットワーク」

「国の基本計画」では、必要な方が成年後見制度を利用できるよう、各地域において相談窓口を整備するとともに、「権利擁護支援等が必要な方」を発見し、適切に必要な支援につなげ、更には意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援するための仕組みである「地域連携ネットワーク」を整備することが求められています。また、「地域連携ネットワーク」の整備・運営の中核となる機関も設置するよう求められています。

佐倉市では既述のとおりネットワークの構築に取り組んでおり、今後は、引き続き推進・充実させ、支援に活かしていくことが必要です。

これまでの佐倉市での地域連携ネットワークの整備に向けた取組

■令和2年度	地域連携ネットワークづくり研修会実施（1回） 内容：「成年後見制度利用促進基本計画」について 講師：佐倉市 「成年後見制度」について 講師：社会福祉士 「佐倉市成年後見支援センター業務紹介」
■令和3年度	地域連携ネットワークづくり研修会実施（1回） 内容：「成年後見制度と入居者の財産管理、権利擁護」 講師：弁護士 ミニシンポジウム 「入居者の権利擁護-施設利用料の滞納者対応-」 登壇者：弁護士、特養施設長、地域包括支援センター職員、 行政職員、成年後見支援センター職員 「佐倉市成年後見支援センター業務紹介」
■令和4年度	地域連携ネットワークづくり研修会実施（1回・オンライン） 内容：「成年後見制度の概要と今後について」 講師：弁護士 「本人を取り巻くネットワークについて」 講師：弁護士 「佐倉市成年後見支援センター業務紹介」

第5章 佐倉市の基本方針と成年後見制度利用促進に向けた取組

1 佐倉市の成年後見制度利用促進に向けての基本方針と基本目標

<基本方針>

佐倉市では、「権利擁護支援等が必要な方」が、適切に制度を利用することができるよう、制度の利用促進や市民後見人の養成支援等を実施してきました。この経験と実績を活かしつつ、更なる体制整備を進め、包括的な支援が行き届く地域社会の実現を目指します。

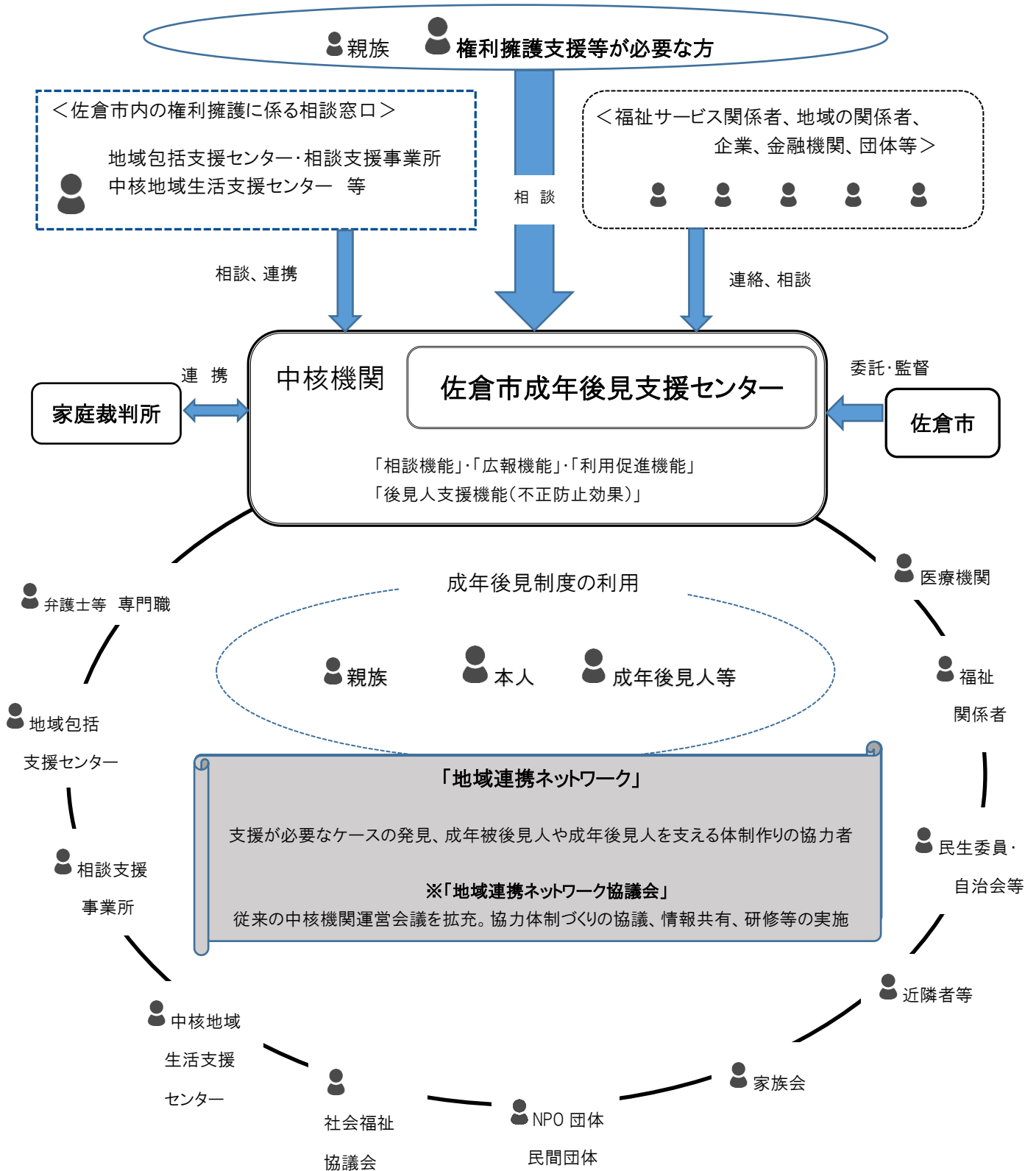
併せて、多様な職種や関係機関等との連携を発展させた「地域連携ネットワーク」を構築し、「権利擁護支援等が必要な方」の発見や、早期段階からの相談体制を確立し、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の利用を目指した支援体制の構築を進めるべく、従来の「佐倉市成年後見支援センター」を「地域連携ネットワーク」の軸となる「中核機関」と位置付け、利用促進のための体制整備や機能強化を図って参りました。

これまでの取り組みは順調に成果を挙げているものの、社会動態の変化に伴いこれからも権利擁護支援を必要とする方は増え続ける事が予想されることから、引き続き、実施に向けて次の3つの基本目標を掲げ取り組みます。

<基本目標>

- (1) 成年後見制度の周知及び啓発の強化
- (2) 中核機関及び地域連携ネットワークの機能強化
- (3) 成年後見人等の担い手養成及び活躍支援

「佐倉市における 成年後見制度利用促進・地域連携ネットワークの目指す姿（イメージ）」



2 今後の取組

(1) 成年後見制度の周知及び啓発の強化

成年後見制度について、市民の正しい理解を促すための方法を検討し、広報や啓発活動を進めます。

【具体的な取組】

- 市ホームページ、「こうほう佐倉」による普及啓発・案内
～成年後見制度、成年後見支援センター、相談会、研修会 等
- 市民・関係機関等へのパンフレットの配布
- 出張説明会の開催
- 成年後見制度の正しい情報の周知、啓発のための方法の検討
- 「地域連携ネットワーク」協力者を拡大するための研修、講演会等の開催

(2) 中核機関及び地域連携ネットワークの機能強化

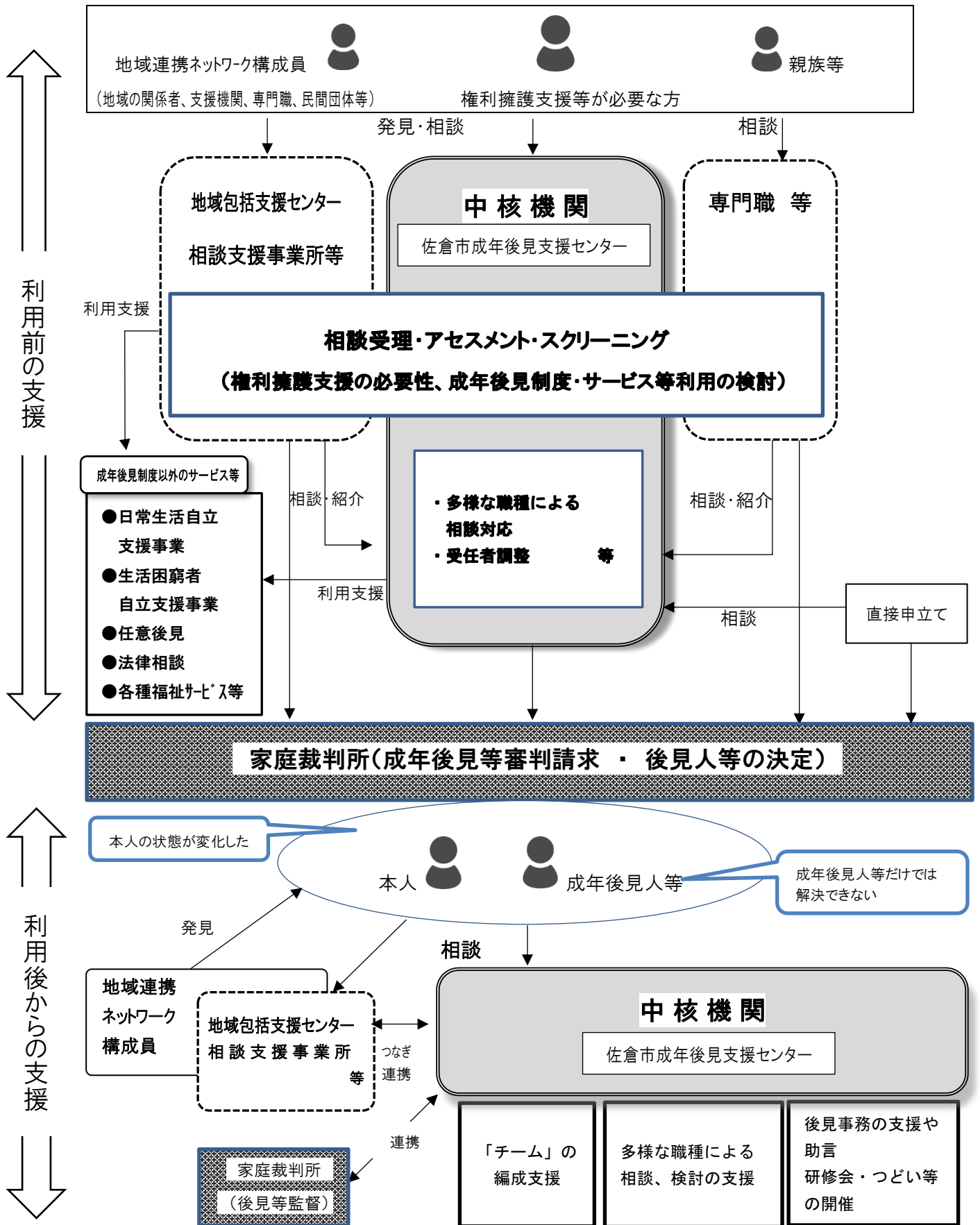
「中核機関」では、「権利擁護支援等が必要な方」に対し、「地域連携ネットワーク」や権利擁護に係る相談窓口及び専門職等と連携し、成年後見制度の利用やその他必要な支援につなげるなど、包括的な相談支援体制の機能強化を図ります。

また、成年後見制度の利用を開始した後においても、成年後見人等からの相談に応じ、必要に応じてチームの編成を支援する等、成年後見人等への活動支援の体制づくりを進めます。

【具体的な取組】

- 成年後見制度利用を含む包括的な相談支援の対応
- 成年後見制度に係る相談会の開催**
- 多様な職種を含む新たな相談支援や受任調整等、体制整備の検討**
- 市長申立の実施
- 成年後見人等への活動支援
- 「地域連携ネットワーク」の整備
～「チーム」の協力者となる関係機関、団体、地域関係者等との連携の構築
- 家庭裁判所との連携の推進

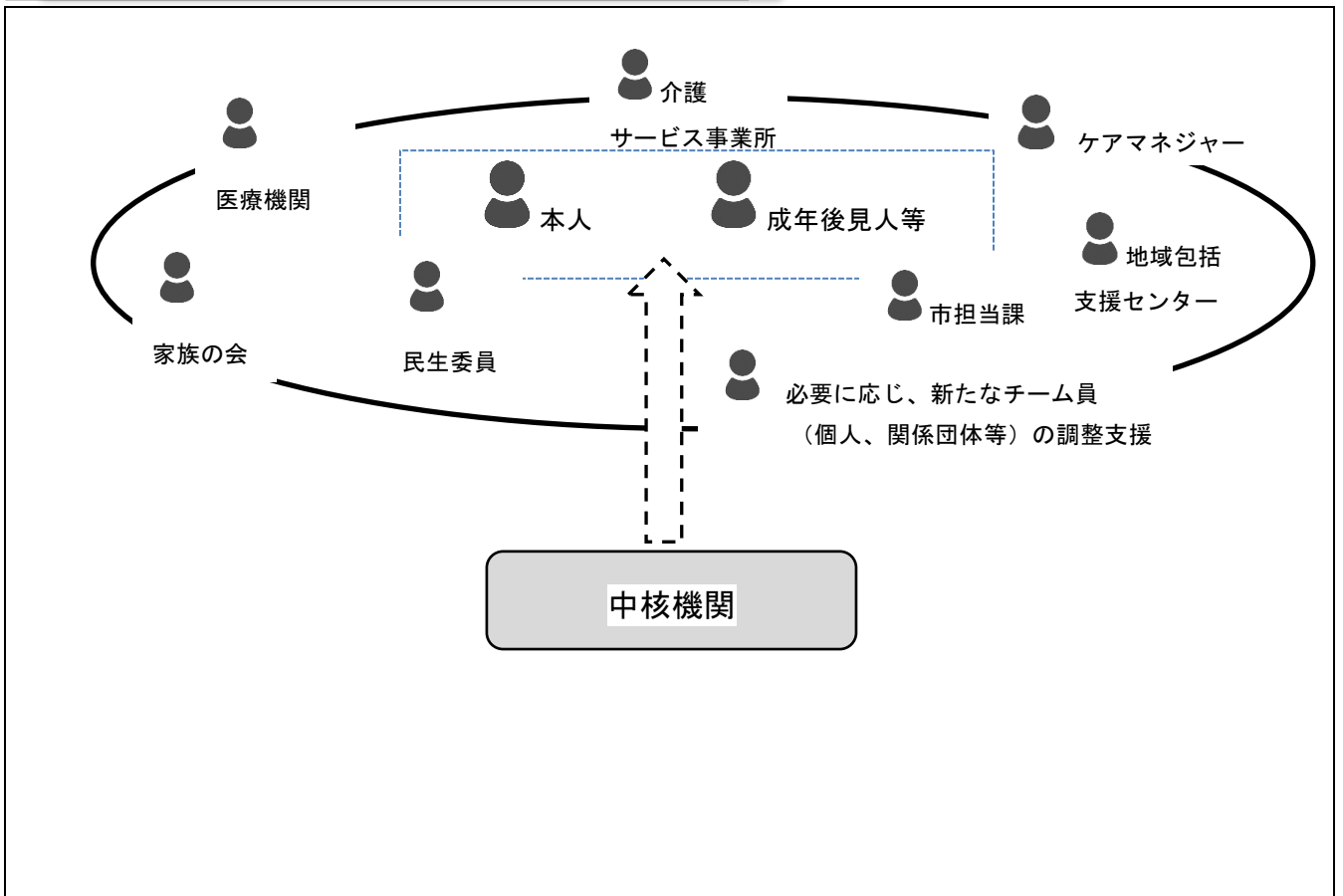
「佐倉市 成年後見制度利用に係る相談支援体制の目指す姿（イメージ）」



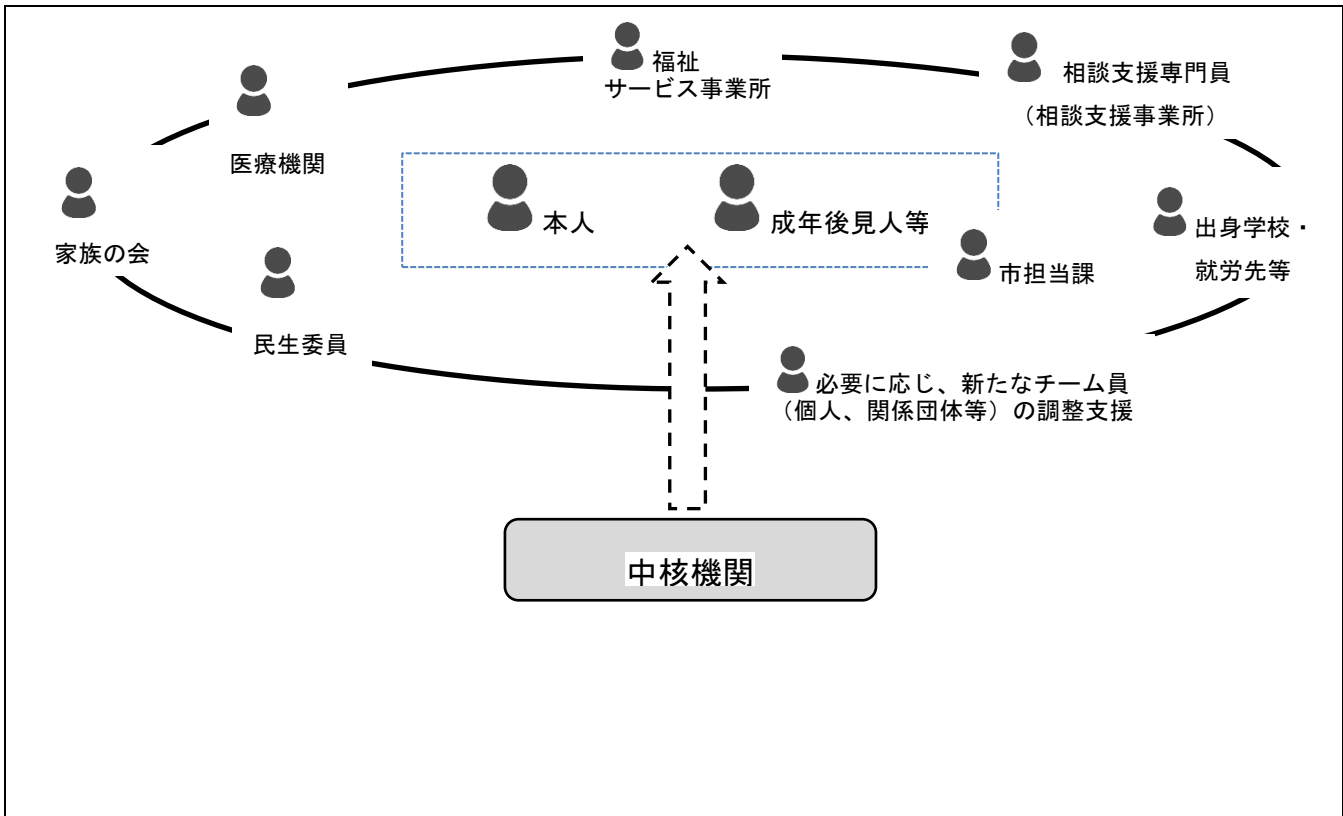
「佐倉市 成年後見制度に係る地域連携ネットワークの「チーム」イメージ」

(注)イメージ例であり、チーム編成は個別の状況により異なります。

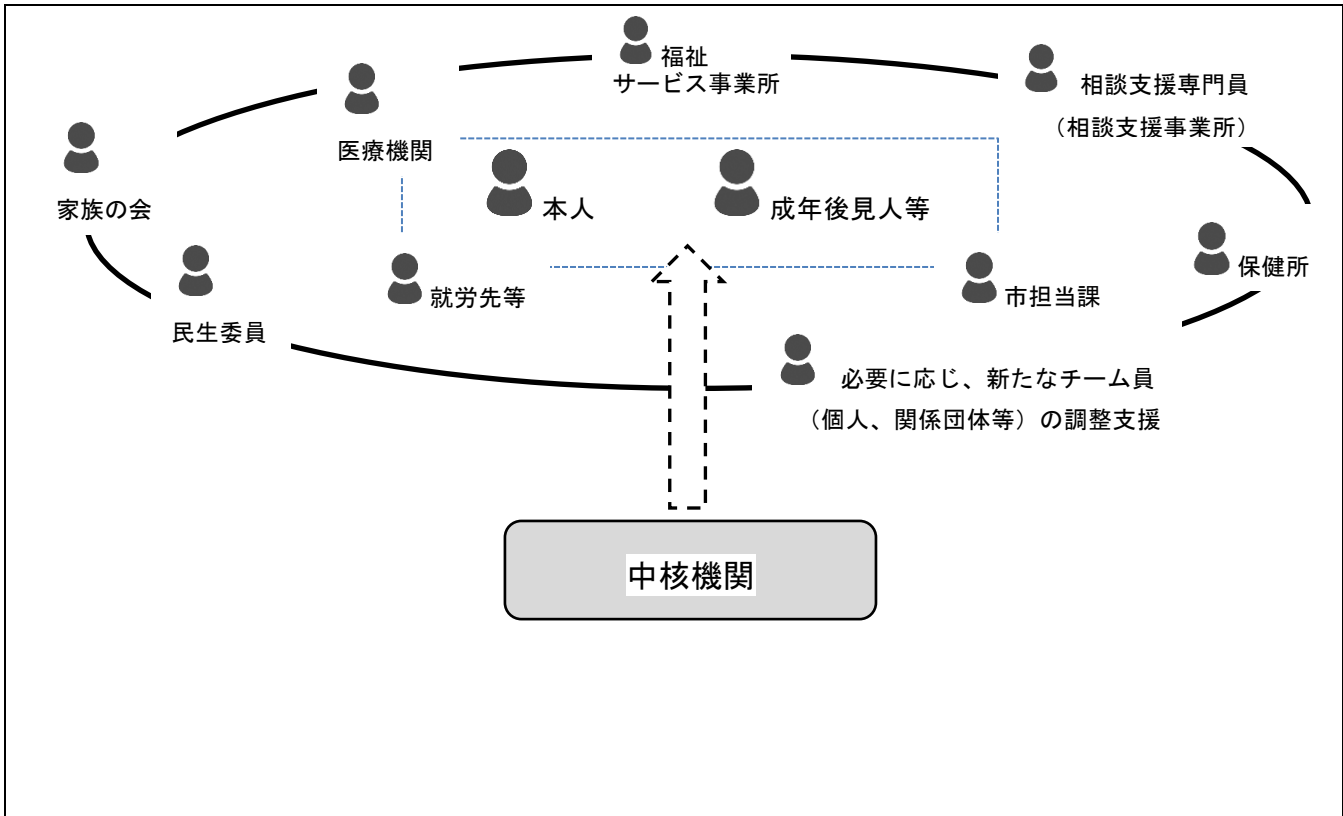
認知症のある高齢者を支えるチームの一例



知的障害のある方を支えるチームの一例



精神上的の障害のある方を支えるチームの一例



(3) 成年後見人等の担い手養成及び支援

「権利擁護支援等が必要な方」の増加に対応するため、市民後見人候補者名簿登録者のスキルアップ研修を継続するとともに、新たな市民後見人候補者の養成や成年後見人等の担い手（個人・団体）を育成する方法について検討、実施を進めます。

また、成年後見人等の担い手の創出に向け、広く市民や今後成年後見制度の利用を検討されている方を対象とした研修会等を実施します。

併せて、国の基本計画においては、市民後見人として選任されていない場合においても、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手としての「活躍支援」を推進しており、これは従来の佐倉市の方針にも合致することから継続して実施いたします。

【具体的な取組】

●市民後見人養成講座の実施

※令和8年度準備、9年度実施を目途とする

●市民後見人候補者名簿整備、登録者のスキルアップ研修の実施

●市民後見人受任に向けての関係機関との調整

●市民後見人の活躍支援

●新たな成年後見人等の担い手の養成についての方法や体制づくりの検討

●市民や成年後見制度利用予定者向けの研修会の開催

●成年後見利用支援事業（申立費用や後見人等報酬の助成）の実施

第6章 資料編

1 成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年後見制度利用促進基本計画の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進に関する検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 検討会の協議事項は次のとおりとする。

- （1）本市における成年後見制度の利用促進に係る現状及び課題の把握
- （2）佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）の進捗管理及び評価
- （3）次期の基本計画の策定に関する提言
- （4）その他基本計画の推進に必要な事項

（組織）

第3条 検討会は、8人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）弁護士
- （2）司法書士
- （3）社会福祉士
- （4）行政書士
- （5）佐倉市社会福祉協議会の職員
- （6）佐倉市地域包括支援センターの職員
- （7）市内に相談支援事業所を有する団体の職員
- （8）学識経験を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、検討会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対して会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年3月22日決裁29佐高第1927号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月9日決裁佐高第794号）

この要綱は、令和2年12月9日から施行する。

2 成年後見制度利用促進に関する検討会 委員

【敬称略】

	選出区分	氏名	所属・推薦団体	
1	弁護士	佐久間 貴幸	千葉県弁護士会	会長
2	司法書士	菊池 薫子	千葉司法書士会	
3	社会福祉士	高美 修次	千葉県社会福祉士会	
4	行政書士	板垣 聡大	千葉県行政書士会 (コスモ成年後見センター)	
5	佐倉市社会福祉協議会の職員	深沢 孝志	佐倉市社会福祉協議会	
6	佐倉市地域包括支援センターの職員	下原 良子	佐倉地域包括支援センター	
7	市内に相談支援事業所を有する団体の職員	小平 和俊	佐倉市障害者生活支援センター アシスト	
8	学識経験を有する者	四方田 清	順天堂大学スポーツ健康科学部 客員教授	

任期：令和5年2月10日から令和7年2月9日まで

3 成年後見制度利用促進に関する検討会 開催状況

	回	開催日時	議題等
令和2年度			
	第1回	令和3年2月 (新型コロナウイルス感染拡大により書面開催)	①委嘱状交付 ②佐倉市における成年後見制度利用促進事業実施状況について ③佐倉市成年後見制度利用促進基本計画の評価及び今後の実施について
令和3年度			
	第1回	令和4年2月10日(木) 15:30~16:30	①「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に係る現況と取組について(報告) ②「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗評価及び今後に向けて
令和4年度			
	第1回	令和5年2月10日(金) 15:00~16:30	①委嘱状交付 ②「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に係る現況と取組について(報告) ③「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗評価及び今後に向けて
令和5年度			
	第1回	令和5年7月21日(金) 13:15~14:05	①「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に係る現況と取組について(報告) ②「第2期 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」の策定に向けて ③その他
	第2回	令和5年10月20日(金) 13:15~14:05	①「第2期 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」(素案)について ②その他
	第3回	令和6年2月9日(金) 15:15~16:30	①「第2期 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」(最終案)について(報告) ②今後の予定について

4 佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則

平成14年2月7日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、精神上の障害により日常生活を営む上で支障があり、かつ、親族等の援助を受けられない者に対し、市長が成年後見等開始審判の請求を行い、もってその者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見等 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見、同法第11条に規定する保佐及び同法第15条に規定する補助をいう。
- (2) 要後見者 成年後見等の開始の審判が必要であり、かつ、当該審判の請求を行える者がいない者をいう。
- (3) 審判請求 民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をいう。
- (4) 請求対象者 審判請求について、当該審判請求を行う成年後見等の対象となる者をいう。
- (5) 成年被後見人等 審判請求により成年後見等開始の審判を受けた者をいう。
- (6) 成年後見人等 民法第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人又は同法第16条に規定する補助人として選任を受けた者をいう。
- (7) 住所地特例施設 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設をいう。

(請求対象者)

第3条 請求対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、要後見者であり、かつ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が審判請求を行う必要のある者とする。

- (1) 老人福祉法第5条の4第1項の規定により本市が福祉の措置を行う者
- (2) 知的障害者福祉法第9条の規定により本市が援護を行う者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項の規定により本市が相談又は助言を行う者
- (4) 前3号のいずれかに準ずると市長が認めた者

2 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定する住民基本台帳に記録されている要後見者が市外の住所地特例施設に入所し、又は病院に長期入院したことにより市外に転出した場合は、新たな市区町村における審判請求に係る支援の状況等を勘案して必要があると認めるときは、当該要後見者を前項に規定する請求対象者とみなす。

3 市長は、要後見者が市内の住所地特例施設に入所し、又は病院に長期入院したことにより市外から転入した場合は、当該要後見者を第1項に規定する請求対象者としない。ただし、従前の市区町村における審判請求に係る支援の状況等から特段の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(審判請求の決定)

第4条 市長は、前条に該当する者がいると判断した場合は、審判請求の可否を決定し、家庭裁判所に対し審判請求を行うものとする。ただし、審判請求の内容が民法第15条第1項、第17条第1項及び第876条の9第1項に規定する補助に関することであるときは、補助開始審判請求同意書（別記様式第1号）により請求対象者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、成年後見等開始審判請求決定通知書（別記様式第2号）により当該請求対象者に通知するものとする。

3 審判請求に係る申立書の提出、添付書類の作成及び予納すべき費用の支払その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求前の調査）

第5条 市長は、前条の審判請求を行うに際し、請求対象者の心身の状況、親族の状況、収入及び資産の状況の調査を行わなければならない。

（審判請求に要する費用の求償）

第6条 市長は、前条の調査の結果、請求対象者がその収入、預貯金及び即時に換金可能な資産の合計額から当該審判請求に要する費用の支払をしてもなお生計を維持することができると認められる場合は、当該請求対象者に対し、本市が支払をした当該審判請求に要する費用の全部又は一部を求償することができる。ただし、第4項の費用負担命令の申立てが却下されたときは、求償しないものとする。

2 前項の規定により求償する場合において、求償する金額は、第4項に規定する費用負担命令の申立てに係る家庭裁判所の費用負担命令の額に基づき算出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による求償をするか否かを決定したときは、成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書（別記様式第3号）により成年被後見人等及び成年後見人等に対し通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による求償をしようとするときは、審判請求と併せて、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第26条第2項による費用負担命令の申立てをしなければならない。

（補則）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3号の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第45号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第62号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月7日規則第37号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年2月9日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正後の第7条第2項に規定する同条第1項の規定による扶助を受けるべき成年被後見人等が死亡した場合にあっては、改正後の第8条第1項の規定による申請は、同条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までに行わなければならない。

附 則（平成30年3月30日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 成年後見人等報酬の付与の審判により決定された成年後見人等報酬の付与の対象期間にこの規則の施行の日前の期間が含まれている場合は、当該期間に係る成年後見人等報酬についての改正前の佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則第7条及び第8条の規定による扶助は、なお従前の例による。

別記 （様式省略）

5 佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則

平成30年3月30日規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、申立費用の負担が困難な申立人及び成年後見人等報酬の負担が困難な成年被後見人等に対し、申立費用及び成年後見人等報酬の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定め、本市における成年後見等の実施の促進を図ることにより、もって成年被後見人等の権利の擁護及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見等 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見、同法第11条に規定する保佐及び同法第15条に規定する補助をいう。
- (2) 審判請求 民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をいう。
- (3) 成年被後見人等 審判請求により成年後見等開始の審判（以下「後見等開始の審判」という。）を受けた者をいう。
- (4) 成年後見人等 民法第8条に規定する成年後見人、同法第849条に規定する成年後見監督人、同法第12条に規定する保佐人、同法第876条の3に規定する保佐監督人、同法第16条に規定する補助人又は同法第876条の8に規定する補助監督人として選任を受けた者をいう。
- (5) 申立人 民法第7条、第11条又は第17条の規定により審判請求を申し立てた者（検察官を除く。）をいう。
- (6) 申立費用 後見等開始の審判を受けた審判請求に係る手数料、登記印紙代、郵便切手代、鑑定料、診断書の作成費用、添付書類取得料その他の審判請求に必要な費用をいう。
- (7) 成年後見人等報酬 家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13の項、31の項及び50の項の報酬付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）で家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬をいう。
- (8) 住所地特例施設 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設をいう。

(助成対象者)

第3条 申立費用及び成年後見人等報酬の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 申立費用 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている次のアからウまでのいずれかに該当する者について審判請求を行った、次のアからウまでのいずれかに該当する申立人
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - イ 市民税非課税世帯に属する者であり、別表第1に定める収入及び資産の基準のいずれにも該当し、当該世帯において日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない者
 - ウ その他市長が特に必要と認める者
- (2) 成年後見人等報酬 本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されており、かつ、前号アからウまでのいずれかに該当する成年被後見人等（成年後見人等と同居し、又は生計を一にする成年被後見人等を除く。）

2 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者が市外の住所地特

例施設に入所し、又は病院に長期入院したことにより市外に転出した後に成年被後見人等となった場合において、新たな市区町村における審判請求に係る支援の状況等を勘案して必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該成年被後見人等に係る審判請求の申立人又は当該成年被後見人等を助成対象者とする。

3 市長は、市外に居住する者が市内の住所地特例施設に入所し、又は病院に長期入院したことにより市外から転入し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録された後に成年被後見人等となったときは、第1項の規定にかかわらず、当該成年被後見人等に係る審判請求の申立人又は当該成年被後見人等を助成対象者としなない。ただし、従前の市区町村における審判請求に係る支援の状況等から特段の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

4 成年後見人等報酬に係る助成は、助成対象者が死亡した場合にあっては、成年後見人等報酬を受けるべき成年後見人等に対してすることができる。

(助成対象費用)

第4条 助成の対象となる費用は、次の費用とする。

- (1) 申立費用
- (2) 成年後見人等報酬

(助成の額)

第5条 助成の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 申立費用 全額
 - (2) 成年後見人等報酬 報酬付与の審判により決定された額又は別表第2に定める額に報酬付与の審判により決定された報酬付与の対象期間(以下「付与対象期間」という。)の月数(暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。以下同じ。)を乗じて得た額のいずれか低い額
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、他の市区町村から成年後見人等報酬の助成を受けていた者が本市に転入したときの成年後見人等報酬に係る助成の額は、次の各号に定める額のいずれか低い額とする。
- (1) 成年後見人等に対する報酬付与の審判により決定された額から付与対象期間の月数を除して得た額に、付与対象期間の月数から付与対象期間の始期から転入した日の属する月までの月数を減じて得た月数を乗じて得た額
 - (2) 別表第2に定める額に報酬付与の審判により決定された付与対象期間の月数から付与対象期間の始期から転入した日の属する月までの月数を減じて得た月数を乗じて得た額

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする助成対象者(第3条第4項の規定による助成を受けようとする成年後見人等を含む。)又は審判請求に係る審判により代理権を付与された成年後見人等は、成年後見制度利用費用助成申請書(別記様式第1号)及び収入資産等報告書(別記様式第2号)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、申請者の同意を得て本市が公簿等により確認することができる場合にあつては、第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 申立費用 次に定める書類
 - ア 申立人の属する世帯全員の住民票の写し
 - イ 申立人の前年(1月から6月までの間に申請する場合は前々年。以下同じ。)の所得の額等についての市町村長の証明書

ウ 申立人が審判請求を行った成年後見等開始の審判に係る審判書の写し

エ 申立費用の支出を証する書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 成年後見人等報酬 次に定める書類

ア 成年被後見人等の属する世帯全員の住民票の写し

イ 成年被後見人等の前年（1月から6月までの間に申請する場合は前々年）の所得の額等についての市町村長の証明書

ウ 報酬付与の審判に係る審判書の写し

エ 家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し

オ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申立費用に係る助成の申請については後見等開始の審判のあった日から、成年後見人等報酬に係る助成の申請については報酬付与の審判のあった日から起算して3月以内に行わなければならない。

（助成の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、助成の可否を決定し、成年後見制度利用費用助成決定（却下）通知書（別記様式第3号）により当該申請をした者に対して通知するものとする。

（助成の請求）

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、助成を受けようとするときは、成年後見制度利用費用助成請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第9条 第7条の規定により成年後見人等報酬に係る助成の決定を受けた者は、第6条第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、市長に変更を届け出なければならない。

（決定の取消し）

第10条 市長は、助成を受けた者が虚偽その他不正の手段により助成の決定を受けたときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第11条 市長は、助成の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定は、申立費用に係る助成はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に後見等開始の審判があったものについて、成年後見人等報酬に係る助成は施行日以後に報酬付与の審判があったものについて適用する。

3 報酬付与の審判において決定された付与対象期間の始期が施行日前の場合の成年後見人等報酬に係る助成の額については、第5条第2項の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「転入した日の属する月」とあるのは「平成30年3月」と読み替えるものとする。

別表第1（第3条関係）

世帯人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金、預貯金、有価証券等)
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下
4人以上世帯	250万円に世帯員4人以降1人につき50万円を加えた額以下	550万円に世帯員4人以降1人につき100万円を加えた額以下

別表第2（第5条関係）

成年被後見人等の状況	限度額
在宅	28,000円/月
施設入所	18,000円/月

別記（様式省略）

第2期佐倉市成年後見制度利用促進基本計画

令和6年3月

編集 佐倉市福祉部高齢者福祉課

発行 佐倉市

千葉県佐倉市海隣寺町9-7番地

TEL 043-484-6138

FAX 043-486-2503

<http://www.city.sakura.lg.jp//>

UD FONT

この冊子は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。